

○永山政策評価広報課長

お時間になりましたので、ただいまから、第59回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

開催方式は、オンラインシステムを活用しての開催となっております。システム等の不具合がございましたら、事務局までお知らせいただければ幸いです。

また、本懇談会は、開催規程に基づき、公開により進めさせていただきます。

議事に入ります前に、7月1日付で政策立案総括審議官の岡本が異動となりまして、廣瀬が着任いたしました。

それでは、廣瀬政策立案総括審議官から御挨拶申し上げます。

○廣瀬政策立案総括審議官

7月1日付で内閣府の政策立案総括審議官に着任いたしました廣瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

内閣府の政策立案につきましては、本年3月に第8次基本計画を策定し、内閣府としての複雑、困難な政策課題に対応していくために、これまで以上に積極的に取り組むという方針を掲げてございます。政策評価によって得られた情報は、政策の見直し、改善を含む意思決定過程での活用が重要と考えておりまして、効果的な運用が図られるよう努めてまいりたいと思います。

内閣府における政策評価の推進に当たりまして、白石座長をはじめ先生方には専門的な立場から忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○永山政策評価広報課長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきまして、白石座長、よろしくお願いいたします。

○白石座長

よろしくお願いいたします。

本日の議題は2つございます。まずは議題1、令和2年度から令和6年度までの実施施策に係る政策評価書、こちらは地方創生の案についてで、議題2、令和7年度を事後評価書の対象期間の初年度とする施策に係るロジックモデル案ということで、中身ですが、地

方創生、共助社会、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進、こちら以下では「理解増進」と呼ばさせていただきます。それから、地方分権改革、経済社会総合研究、宇宙政策、最後に国際平和協力についてでございます。

それでは、議題に関しまして、事務局より概要の説明をお願いいたします。

○後藤課長補佐

本日もよろしくお願いいたします。政策評価広報課の後藤でございます。

今、白石座長から御説明のありましたとおり、本日議題1、議題2に分けて2つ御審議をお願いいたします。

議題1につきましては、6月13日の有識者懇談会で御審議いただいた最終年度評価グループと同じグループの地方創生部局の政策評価書案となります。6月策定の基本構想の内容も踏まえた内容とするためということで、今回の議題とさせていただきます。

議題2につきましては、同じく最終年度評価グループの次の5年間の政策評価期間のロジックモデル案、それから、今年度から新たに政策評価期間が開始となる2施策、共助社会と理解増進施策、この2つについてのロジックモデル案をお諮りさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

本日は、繰り返しになりますけれども、7つの施策、地方創生、共助社会、理解増進、地方分権改革、経済社会総合研究、宇宙政策、最後に国際平和協力、こちらの7つの施策について各部局から御説明をいただきまして、それを踏まえて自由闊達に御議論いただければと思います。

議題1及び議題2について、1施策につき説明7分、質疑応答13分の計20分をお願いしたいと思います。

早速、地方創生より議題1の御説明をお願いいたします。

○八木参事官

内閣府地方創生推進事務局で総括担当の参事官をしております八木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、地方創生につきまして、令和2年度から令和6年度の施策に係る政策評価ということで説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料の次のページ、こちらは令和2年度から令和6年度の評価期間のロジックモデルになってございます。解決すべき問題・課題としましては、人口減少、東京圏への一極集中、地域経済の縮小という課題に対応するため、施策の概要といたしましては、東京一極集中を是正し、各地域で住みよい環境を確保してということで、地域の競争力強化や地方への

移住・定住の推進、まちづくり等に取り組むこととしておりました。それに対応するため、事業の概要としては、事業7つ、しごとづくり、ひとの流れづくり等々7つの項目を記載して、それに関する中目標（アウトカム）6つ、最終的な施策目標（インパクト）としては2つの大きな項目を挙げていったところでございます。

次のペーパー、具体的な政策評価書の詳細な中身でございます。

まず、7つの事業のうちの1つ目の事業ですけれども、しごとづくりというものを挙げさせていただいております。地域で稼ぐ地域をつくって、安心して多くの方々に地方に住んでいただけるように、働けるような職場をつくっていこうという話でございました。これにつきましては、具体的な事業としましては、地方の地域企業におかれましては、新規ビジネスを起こそうと思っても人材がいなくて事業拡大が難しいとか、やりたいことができないという声がございますので、そこで外部人材の活用を支援していこうということで「プロフェッショナル人材事業」というものをさせていただいております。例えば、地方の事業で電子商取引を新しくビジネスとして始めたいといっても、デジタルに詳しい人がいない、しかしどういうことを具体的に頼めばいいかもまだ分からない、そこで悩みを相談しながら数か月でそういうサイトを立ち上げるようなことをやってほしいという場合に、そういったことに詳しい人材を御紹介するということをサポートしていこうという事業をやっておりました。こちらの事業なのですけれども、右側、分析結果ですが、取組をした結果、目標値2万件としておりましたのが、2万3879件ということで、実績としては目標を上回って御活用いただいたということになっております。そこで、今後の方向性といたしましては、引き続きこういったさらなる人材活用支援策をしっかりとやっていこうと考えているところでございます。

続きまして、2つ目の事業ですけれども、次はひとの流れづくりということでございます。具体的には、都市部の方々と地方部の方々とでつながりを築いていって、地方へ人が流れていくような、流れをつくっていくような取組を起こしていきたいということでございます。その中でありましたものとしては、例えばその下に書いていますけれども、地方で特色ある研究開発や人材育成を進めていくための地方大学・地域産業創生交付金というものをご設けまして、そういった新しい取組を支援してございます。また、2つ目のポツですけれども、関係人口の拡大・創出ということで、地方公共団体や民間事業者が様々な形で参画する官民連携プラットフォームをつくったり、あるいは全国フォーラムなどを開催するなどしまして、地方と都市部の住民がそれぞれ関係するような取組を応援していこうということをお応えいたしました。その取組によりまして、地元の研究成果の社会実装や、育成した専門人材の地元就職者数が増加したりという形で取組が進んできておまして、目標値といたしましては、関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数1,000団体ということで目標を立てておりましたが、これが1,151件ということになりまして、目標を超えたということでございます。これなども引き続きこういった取組をしっかりとやっていきたいと思っております。

3本目の柱が、まちづくり関係でございます。その中で2つのポツを書いていますけれども、1つは各自治体に対しまして都市再生の取組についてのサポートをしまして、都市開発を促していくというような取組をやってございます。また、2つ目ですけれども、地方部の商工会議所等々と連携する形での中心市街地活性化の取組、これについての支援なども行ってきております。これらにつきまして、目標値といたしましては、都市再生に関する建設投資額ですとか、あるいは自治体が策定する中心市街地活性化基本計画の中での目標指標がどのぐらい改善されているかということを経験としてつくってございました。この取組の結果ですけれども、建設投資に関していいますと、かなり目標を大幅に超えるような形で達成しております。令和6年度までの累計で3.5兆円という目標だったところ、6.9兆円というようなことになってございます。他方、中心市街地の関係の指標の改善率については、目標70%ということを書いていたところ、50%にとどまりまして、目標指標の改善率に関する成果目標は達成されなかったという状況でございました。これについては、コロナの影響がありまして、商店街などの歩行者数が減ったことが影響しておりますが、商店の店舗の拡大などは進んでおりますので、引き続きしっかり取組を進めていくことが必要かと思っております。

続いて、その下、多様な人材の活用の促進につきましては、人材活用についての様々な取組を行いまして、地域再生法でそういった取組をするNPO法人の数を目標値としておりましたが、これも団体の数が目標値を超えたということでございます。

続きまして、次のページです。新しい時代の流れを力にするということで、SDGsに関する取組を進めていこうということでもございましたが、こちらについてもSDGsに取り組む自治体の数が今はどんどん増えておまして、目標値を達成したということになってございます。

その下、それ以外にも様々な総合的な対応ということで、地域再生に関する取組ですとか、地方創生推進交付金などの支援などもしっかり行ってきているということでもございます。

最後に、その下、特区制度の推進ということも挙げておりましたが、こちらについても特区の仕組みを用いた新しいチャレンジングな事業につきまして、事業の数の目標値420を目標にしておりましたが、こちらでも510件ということで目標値を超えたということでもございます。

以上、令和2年から6年度に関して見ますと、目標としてやろうとしたものはおおむねかなり取組が進んできたのかというところでもございますが、まだまだこれからというところもありますので、引き続きさらに取組を推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、御説明につきまして御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いしたいと思います。いつもどおり挙手ボタンを押していただき、その順番で御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございました。

御説明の中の中段のところを取組に対する分析がそれぞれ書かれています。例えば2番目の関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数というところに、地方大学・地域産業創生交付金によりその拠点の形成が進み、とか、地元就業者数が増加したということが書かれているのですが、実際に具体的にどれぐらい増えたかという数字は把握していらっしゃるのかをお伺いしたいということです。

○白石座長

事務局、お願いします。

○八木参事官

そういった数字、把握してございます。たくさんのデータがありまして、今すぐこの数字というのを読み上げることができないのですが、データは様々ございます。取組をやった結果、支援した結果のものとして、言わばアウトプットの数字としてどんどん上がってきておりまして、細かく見ていくとそういうものはいろいろあるのですが、分析の測定指標としてはもともと地方公共団体の数を挙げていたので、その関係の数字を書かせていただきましたけれども、アウトプットの事業の成果としての数字は把握しておりまして、その数字はきちんと伸びております。具体の数字を今すぐ言えなくて申し訳ございません。

○伊藤委員

具体的な数字は結構なのですけれども、把握していて、しかもそれが今回の目標の指標の方向性と同じ方向性を向いていると理解してよいのかということなのです。

○八木参事官

おっしゃるとおりでございます。そういう意味では、しっかりその方向を向いて動いてきているというところでございます。

○白石座長

次に、佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございます。

私もこのひとの流れづくり、交流人口、関係人口のところの質問なのですが、御説明があったとおり、ここでの評価は取り組む自治体数ということになっているのですが、アウトプットの的なものがあることはお話しいただいたのですが、アウトカム的に考えると、実際に関係人口はどれくらい増えたのかとか、こういったところをアウトカムのところまで把握されているのか、それともあくまでも実際のアウトプットのいろいろな取組をやっていますという活動実績のレベルで今、データが止まっているのかということと、うまくいくケースとうまくいかないケースがあると思うのですが、今後例えば横展開するとき、優良事例の収集あるいは成功要因の分析、そういったところまで視野に入れていらっしゃるのかということについての質問です。

もう一つは、まちづくりのところ、最終的な数字が出てくるのは7月ということになっていますけれども、今は50%、多分コロナの影響だということなのですが、これもどの程度戻っていきそうなのかということについて、目標は70%ですね。どの程度数字が戻りそうなのか。待っていれば70%を超えそうなのか、あるいは50%よりはましかもしれないけれども70%よりはというレベルなのかということです。この段階で何か知見があれば教えていただければと思います。

以上です。

○白石座長

では、2点に関してお願いいたします。

○八木参事官

お待たせしました。幾つか御指摘を頂戴いたしました。

まず、関係人口が実際に増えているのか、アウトカムで実際に関係人口の数そのものはどうなのかということですが、これについては関係人口、どこまでを関係人口としようのかの定義に関わってくる問題がありまして、各自治体の中でそれぞれ自分たちの地域に関わりを持ってくださる方を増やそうという取組を進めるようになってきたというのは事実なのですが、それが全国横断的にどこまでの人を関係人口として捉えるかというところは、まだはっきりきちんと固めてやれるところできておりませんで、そういう意味では、全体として地方に関わりのある方を増やそうという取組はどんどん進んできてはいるのですが、それが何人から何人まで増えたという形での数字がまだ示せない状況でございます。こちらにつきましては、現在、今後こういったものをさらにもっと深掘りしていくべく、定義などもしっかりして把握しながら進めていったらどうかという議論をまさにやっているところでございます。

それから、成功事例などの成功要因の分析などはどこまでやっていけるか、やっていく

かという話でございますが、こちらについても様々な形で好事例の普遍化を進めていこうということをやっております、今までもこういった地域の取組はうまくいったみたいなものの事例集などはいろいろ定めて分析などを個別にはやってきていたのですけれども、こういったものをもっとマクロで見て、さらに似たような自治体と比較した場合にどうなのかという議論をもっとしっかりやっていこうという取組をまさに地方創生2.0でやっていこうとしているのが現状でございます。

それから、中心市街地の目標数70%の目標が50%にとどまったけれどもどうかということについては、現時点で把握している最新の数字だと70に近づいてきておりますけれども、まだ70までは行っていない状況ですが、これについては令和7年7月が判明すれば70%を超えるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

1点、関係人口の定義を国がきちんと定めないと、自治体ごとに違う物差しで測っていることになってしまうので、もちろん交流人口とか、関係人口とか、いろいろな概念があるのは分かるのですけれども、国でちゃんとパフォーマンス測定指標は定められたほうがいいかと思いました。

以上です。

○八木参事官

ありがとうございます。

○白石座長

ありがとうございます。

では、佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。

私も中活計画の成果目標が達成されなかったという点についてお伺いしたいと思います。要因分析のところでは、未達の理由として「歩行者の通行量などの一部の目標指標の改善が難しく」と書いてあります。確かに商店街の歩行者通行量などはコロナ禍の影響を受けやすいKPIなのです。ただし、認定中活計画に設定されている指標は様々なものがあるはずで、例えば、まちなか居住の推進に関する指標としては、中心市街地の居住人口割合などといった指標もあるかと思うのですが、これに関してはどうでしょうか。コロナ禍の感染症の拡大期においても例えば大きな自粛要請や行動制限の影響を受けづらいような傾向

があったのではないのかと思うのですけれども、そういう意味では比較的安定してモニタリングできるKPIだと考えておりますが、実際にどうだったのかという点をお伺いしたいというのがまず1点。

もう一つ、関連で、全体として成果目標が達成されなかったというのですけれども、コロナのような外部要因による影響ではなくて、内部要因や制度的な要因からの目標の未達も考えられますけれども、この辺りはどのように分析なさっていらっしゃいますか。

以上です。

○八木参事官

今の御指摘、2点ございました。

まず、中活関係のほかの指標はどうかという点に関してですけれども、ほかの取組については、おっしゃるとおり成果などは上がってきておまして、例えば営業店舗数の伸びだとか、中心市街地エリアの中での新しい起業数だとか、中心市街地内の人口の伸びとか、そういうものはいろいろ定期的きちんと見ておまして、その部分は成果は上がってきているのかと思っているところでございます。特に空き店舗などを埋めるような取組で、自治体などがサポートして若い人たちの起業を促したりという取組ができておりますので、そういった部分はきちんと成果として現れてきているかと思っております。

他方で、コロナ禍でいろいろなイベントなどが自粛されたことが傾向としては出ていますので、その結果、中心市街地の歩行者通行量はかなり伸び悩んだ、下がってしまったところが多くて、大体多くの自治体がそこを指標として掲げておりましたので、その部分のマイナスが響いているということが現状でございます。

それから、外部要因でない内部制度的な課題はほかにあるのかということでございますが、そういう意味では、やった部分はしっかり効果として上がってきておりますので、今回コロナの影響が大きくて、その部分は厳しかった部分がありますけれども、制度的な部分としましては、今までやってきた取組をそのまましっかりやっていけば効果は出てくるのかと思っているところでございます。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。

そうすると、6年度の実績のデータは未判明なのですね。5年度が50%だから、6年度のほうがコロナの影響が希薄になってきていると考えられるので、そうすると、50%よりも上昇すると見ておられるでしょうか。

○八木参事官

おっしゃるとおりです。

○佐藤（徹）委員

分かりました。ありがとうございました。

○白石座長

続いて、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

どうもありがとうございます。

私は政策評価書を拝見して感じたことというか、1点申し上げたいのですが、この資料の3ページにあります評価期間中の取組に対する分析というところで、ほとんどのところで成果目標を達成したということが簡潔に書かれていて、達成したことになっているのです。ただ、1つは、この評価指標がいずれも内閣府さんの担当部局としては自治体や各方面でこういうものができたということで、アウトカム的なものだと思うのですが、一方、国民の立場という観点から見ると、典型的なアウトプット指標というか、そんなものが多いと。

あとは、この指標の数字を達成したということだけに絞って書かれているのですが、それぞれの事前分析表の枠に書かれている現状・課題には、それぞれの課題になっているようなことも書かれていて、この辺り、はっきり認識していなくて申し訳ない部分もあるのですが、ほかの施策も政策評価書の分析の欄は指標の数字を達成したかどうか集中して書けばよいものだったのか。ただ、これだけを見るとかなりみんな達成したということが並んでいるのですが、先ほど申し上げたようにアウトプットの段階の話と、あとは個別の指標には課題みたいなものも書かれていて、これでいいのか、もしコメントいただければと。これはひょっとしたら評価を担当されている事務局にお尋ねすべきものなのかもしれませんが、コメントいただければと思います。

以上です。

○白石座長

いかがでしょう。事務局のほうがよろしいでしょうか。

○後藤課長補佐

政策評価広報課の後藤です。先生、コメントありがとうございました。

今回評価書の様式を刷新いたしまして、分析の欄については、指標を達成したかどうかに加えて、御指摘のような、なぜ達成できたのか・できなかったのかといった分析まで深掘りをして書いていただくことを趣旨とした様式にしたつもりなのですが、我々としてもまだそこまでしっかり伝え切れていない部分も多かったりするのかと思います。様式の作成要領なども次回からもう少し工夫をして、趣旨について明確化を図り、その辺り

がきっちり書き込まれるような欄にしていきたいと考えております。趣旨としては、先生の御指摘のとおりかと考えております。

○小野委員

ありがとうございます。

一言だけ、いろいろな制約があって、アウトプットの指標を設定せざるを得ない場面は結構あると思うのですが、その場合にはこの政策評価書の今言っていた分析のところでカバーするような説明があると、より意味のある評価書になるような気がしましたので申し上げます。

以上です。

○後藤課長補佐

ありがとうございます。

○白石座長

重要な点ですね。ありがとうございます。

最後、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員

ありがとうございます。

私からはSDGsのところについてお伺いできたらと思いました。SDGs達成に向けた取組を行う都道府県や市町村の割合が高まっている点、とても心強いと思いました。そういった中で、私のほうでSDGs未来都市に選定されている自治体さん等を見てみると、経済や環境分野ですね。SDGsでいうとゴール11の住み続けられるまちづくり、ゴール13の気候変動、経済成長のゴール8といったテーマが多いのかと思っております。一方で、ゴール5のジェンダー平等とか、ゴール10の不平等是正とか、16の平和と公正といった社会的包摂や公平性に関わるテーマが少ないのではないかと思いました。

そういった中で、2点質問です。

1点目が、ここの取り組む都道府県や市町村の中で、こういったテーマや課題を設定されている、取り組まれているのか傾向があったら教えていただけたらと思いました。環境や経済が多いのか、ほかにも今、増えてきていますという感じなのか伺いたいと。

もう一点が、仮に現状こういった環境や経済の分野に集中している傾向があるとする場合、これから政府は地方創生2.0で若者や女性に選ばれる地域を実現していこうという取組をされていくと思うのですが、そういったときにこのジェンダー平等ですとか、不平等の是正とか、公平といったところをしっかりと自治体でも取り組んでもらうように工夫していく必要があるかと思っております、そういったところ、課題感だったり、自治

体さんがそういった視点も取り組むように工夫されていることがあればお伺いできたらと思います。

以上です。

○白石座長

お願いいたします。

○八木参事官

先生、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、SDGsといった場合にいろいろな課題がございまして、その中のSDGsのどの分野の取組を中心にやっていくかは自治体にとっていろいろ御判断があらうかと思えます。そういう意味で、おっしゃるとおり最近の傾向としましては、中身的には自治体ごとの取組を見ているので、特に地方部の自治体でSDGsに新たに取り組むところを増やそうということで話をできてきておりますが、その観点でいいますと、地方創生に関連する形での経済対策ですとか、環境面ですとか、そういったものの取組に軸足を置いた自治体が多いのが実態だろうと思えます。

私どもとしては、立場上、内閣府の地方創生推進事務局でやっております、地方創生の関連でSDGsを踏まえた地域の創意工夫を応援することによって地域の特色あるまちづくりを支援するというところでやっておりますので、その中でどれを特にやっていくべきかというところについて、自治体に対して強く言うということまでは踏み込めていないのですが、そこは地方自治体の中でのそれぞれの創意工夫の中で、どこを自分たちのところで地域に発していくことが必要なのかを御議論いただいた上で計画を出していただいている状況かと思えます。SDGsが必要だという認識が徐々に広まってきましたので、次のステップとしてさらに別の分野での取組を進めようという自治体がこれから出てくるのかと思っているところでございます。

あまりはっきりしたお答えになっておりませんが、地方創生部局としましては、このぐらいかというところでございます。

○櫻井委員

ありがとうございました。

人権や交差性というところは自治体さんの中で取り組みたいと思ってもどうしたらよいのだろうということが結構悩まれているポイントだということをいろいろな自治体さんから伺っているので、そういった点でこういったあまり取組が多くないSDGsのゴールやテーマのほかでのモデルの事業例ですとか、そういったところをお示ししていただけるとよいのかと思いました。ありがとうございます。

○白石座長

ありがとうございました。

もしかしたらまだ御意見があるかもしれませんが、時間も越しましたので、この政策評価書ということですが、各委員の先生方から様々御意見をいただきました。当懇談会としての意見等の取扱いにつきましては、座長の私に御一任いただきまして、事務局と相談して修正するというにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、以上で議題1を終了といたします。

引き続き、地方創生より議題2の御説明をお願いいたします。

○八木参事官

続きまして、私から地方創生2.0という政策ということで、次回令和7年度から令和11年度までの地方創生2.0に関する施策の推進につきましてのロジックモデルを作成しておりますので、そちらを御説明させていただこうと思います。よろしくお願ひします。

まず、この地方創生2.0でございますが、これまで進めてまいりました地方創生施策につきまして、さらにもう一步踏み込んで対応を深めていこうということで、2.0と冠しまして、昨年10月の石破政権発足以降、様々な議論、検討を重ねてきているところでございます。

解決すべき問題・課題としましては、先ほどと同じですが、人口減少、東京圏への一極集中、地域経済の縮小という中で、施策としまして右側ですけれども、強く・豊かな・新しく楽しい日本というものを全国の多様な主体の連携によってつくり出していこうということを掲げております。

こちら、事業の概要や活動実績を書かせていただいているのですが、この中身に入る前に、政府のこの柱を書かせていただいた背景などを少し簡単に御説明させていただこうと思います。

資料を投映するのに時間がかかっておりますが、口頭で説明させていただきますと、昨年の10月に石破政権が発足しまして、総理をヘッドに新しい地方経済・生活環境創生本部という閣僚会議が立ち上がっております。この場で地方創生2.0ということで、これまでとは違う新たな地方創生の取組を議論しようということで、全閣僚が入った形での検討会が立ち上がっております。

さらに、有識者会議としまして、新しい地方経済・生活環境創生会議ということで有識者の方々に入らせていただいて、座長は増田先生なのですけれども、前の日本郵政の増田さんに座長に入らせていただきまして、地方創生の在り方について議論をしてきているところ

でございます。

こういった議論を踏まえまして、次のページですけれども、先月6月13日に地方創生2.0の基本構想ということで、今後10年間の政府の大きな大方針ということを開議決定してございます。その中でいろいろなことを書いているのですが、大きな中身としましては「3. 政策の5本柱」ということで、5つの柱を掲げております。それがすなわち（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、2つ目が新しい地方経済の創生、3つ目が人や企業の地方分散、4つ目が新技術の徹底活用、5番目がさらに広域での連携ということを柱として掲げております。

こういうものを踏まえまして、さらに「5. 今後の進め方」のところですが、今後さらにこういった取組の検討を進めまして、やれるものはどんどん早急に取りかかりまして、今年中に総合戦略というものを策定していこう、総合戦略を年末に策定するに当たっては、1年、3年、5年の工程表をきちんとつくって、さらに政策指標、KPIも適切に設定していこうということ、この6月13日に決めたという状況になってございます。

以上を踏まえまして、今回お示しさせていただいているロジックモデルなのですが、これにつきましては、先ほどの6月13日の閣議決定の文書を踏まえた形で書かせていただいております。

まず、事業の概要のところですが、幾つか柱がありますが、こちらにつきましては、先ほどの閣議決定の柱から主に引っ張ってきております。1つ目が安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生ということでございます。2つ目が地方経済の創生、3つ目が人や企業の地方分散、そして4つ目としまして新技術の徹底活用、最後に、私どもで特に力を入れています特区制度の推進というものを1項目入れさせていただいております。

その中の具体的な事業の中身なのですが、1つ目の生活環境の創生のところにつきましては、先ほども御指摘いただいておりますが、中心市街地の活性化、これが大きな柱だろうと考えてございまして、それを引き続き進めていかなければならないということを書いてございます。活動実績（アウトプット）としましては、さらにこういった中心市街地の活性化についての伴走支援の強化をやっていきたいと思っております。

2つ目の柱としまして、新しい地方経済ということで申しますと、様々な地方の取組をどんどん進めていこうと思っております。ただ、具体的にこういう取組をすれば地方がよくなるという経済の在り方ははっきりあるわけではなくて、地域ごとに恐らく状況がいろいろ違うので、地域の自主的な主体的な取組を積極的に支援するという形での交付金を設定しまして、新しい取組をどんどん支援していくとともに、先ほどお話がありましたとおり、優良事例を分析して公表することによってさらにいい取組を促していこうと考えてございます。

それから、次の柱ですけれども、人や企業の地方分散ということに関しましては、先ほど来出ておりました関係人口の創出・拡大につきましても、今まで関係人口を増やそうという取組の旗を振ってはきましたけれども、これをもう一步踏み込んで、さらに関係人口

の定義づけも含めまして、具体的な制度の落とし込みをしっかりとやっていきたいと思っております。

次の柱、新技術の徹底活用につきましては、こちらも新しい技術が、今後どんどんまたさらに技術が革新していきますので、そういった新技術が変わるたびに新しいものをどんどん取り入れていく積極的な仕組みを応援していこうということで、これは再掲になりますが、新しい交付金でサポートしていきたいと思っております。

最後に、特区制度につきましても、これまでの取組は一定の成果が上がってきておりますけれども、この取組をさらに特区制度の再起動という形で今まで以上に深掘りをしていきたいと思っております。

こういった個別の取組をいろいろ重ね合わせまして、中目標（アウトカム）といたしましては、先ほどの閣議決定の文書の中に出てくる言葉をこちらで引用しているのですが、3つの目標ということで書いてございます。1つ目が「強い」経済、2つ目が「豊かな」生活環境、3つ目が「新しい日本・楽しい日本」ということを掲げてございます。こちらのアウトカムに関するような指標をどうするかにつきましては、今、まさに議論を進めているところでございまして、2025年中に総合戦略で指標を設定するというところで検討しておりますので、これにしっかり合わせる形で書き込んでいって、適切な指標を立てていきたいと思っております。

概要は以上でございます。すみません。長くなりました。よろしくお願いいたします。

○白石座長

御説明ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等ありましたら挙手ボタンを押していただいて、その順番で。

佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

まず、これは内閣府の施策全体に言えることなのですが、恐らく地方創生2.0にしても、内閣府単独の地方創生交付金だけでできることではなくて、例えば話題になっている中心市街地の活性化にしましても、国交省などがやっている立地適正化計画、いわゆるコンパクトシティであるとか、こういったところとの連動はどうなっているのかということについて、あるいはもちろん産学連携でいえばどうしても文科省が出てきてしまいますね。話題の関係人口の創出ということであれば、これは観光関係も考えれば観光庁の話にもなってくるわけなので、ほかの省庁とはどのような形で関連する事業があって、どのような形でつながっているのかについて、このロジックモデルの中ではいわゆる外部要因という位置づけになると思うのですが、ほかの省庁の施策との関連づけはあったほうがいいのではないかという気がしているということ。

それから、この活動実績と中目標に距離感がある気がするのですが、ロジックモデルなので、場合によっては短期的なアウトカムもあっていいはず、中期のアウトカムの前に短期のアウトカムみたいなものがあるのもいいのかという気がしていて、いきなり伴走支援から「強い」経済とか、強い地方経済の創出というのはなかなか結びつかないと思うので、さっき出ていましたけれども、例えば実際に取り組む自治体の数であるとか、多くの自治体に取り組むであるとか、短期のアウトカムみたいなものがないとうまく中目標につながっていかないのではないのかという気がしていると。

それから、先ほどから御説明があるとおり、もちろん地方創生の担い手は地方自治体なのですが、一方で、御案内のとおり、地方自治体は人手不足に悩んでいて、実際に総務省でも持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会を自治局が立ち上げていて、そちらでも例えば広域連携とか、あるいは都道府県による代執行とか、これまでの自治体の役割を見直していくというのも一方ではあるのですね。ですから、そちらとの関係はどうかと。地方創生2.0と言っている割には、相変わらず市町村をコア、受皿としたものになっていますが、現場では市町村が単独で受け入れられるわけではないので、広域連携化もしていますので、例えばこういう支援を受けるにしても広域連携で自治体が連携を組んで受けるとか、そういった選択肢も今後出てくるのかどうか。あるいは既にやられているのならそれはそれで結構なのですが、この辺りについては他省庁の動きもあると思いますので、どのような整理になっているのかということがあります。

最後に「新しい日本・楽しい日本」はいいのですが、石破総理は来月にお辞めになるようなのですが、キャッチフレーズとして、これからの2.0なので、地方創生を進めるのは構わないのですが、「楽しい日本」という、これはこのままで大丈夫なのかという気はしたのですが、この辺りはどういう整理になるのかと思います。

以上です。

○白石座長

では、3点、よろしくお願いします。

○八木参事官

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、地方創生のロジックモデルをつくってKPIで分析していこうというのはなかなか難しい部分が非常にあって、私どももすごく悩んだところでございます。おっしゃるとおり、地方創生自体が内閣府でやっている取組というよりは、全省庁が、先ども全閣僚が入ってということをお願いしたけれども、いろいろなありとあらゆる省庁にまたがる施策横断的な取組でございまして、他方で、これは内閣府としての政策評価ということで進めますと、内閣府が自前でやっている部分を出して、それを数字で把握しながら、そのよしあしを判断していかなくてはならない部分もありますし、どこまでど

ういう目標なりKPIを設定して議論、分析をしていけばいいか、なかなか悩ましいところがございます。

そういう意味では、内閣府でこちらに書かせていただいている例えば中心市街地の活性化の取組に関しましても、計画をつくった後、自治体を使うその事業としましては、おっしゃるとおり国交省の事業ですとか、あるいは総務省の事業とか、そういったものを使いながら中心市街地の活性化の取組を自治体はやっていくことになりますので、それぞれの取組も、実は内閣府の取組として掲げさせていただいておりますが、各省と連携しながら実際にはやっていく状況でございます。その部分は地方創生ですので横断的な取組をしっかりとやっていこうということで、各省との連携をむしろ今まで以上に強化しながら取り組んでいこうと考えているところでございます。

それから、活動実績と中目標との間にかなり距離があるのではないかとということでございます。こちらについては全くおっしゃるとおりでありまして、私どもも同じ認識でございます。ですから、実際にアウトプットとアウトカムとの間をつなぐためにどうすればいいのか、どういった指標を設けるのがいいのかというところは、これから検討していけないといけないと思っているところでございます。例えばアウトカムで「強い」経済を目標としますと言っても、日本の経済のGDP幾らみたいな目標を立てても、それはあまりにも離れていてしょうがないと思いますので、この「強い」経済のところでは何を指標とするのか、それが個別の事業と評価する指標としてどういうものがふさわしいのかということは、個別によく検討していきたいと思っているところでございます。

それから、自治体の今後の在り方もそもそも受皿としてあるだろう、自治体のそもそもの人手不足もあるしというお話もございました。このところもおっしゃるとおりでありまして、現在は総務省を中心に、自治体のそもそもの在り方の問題、人手不足、あるいは事業そのものの在り方、あるいはどこまで自治体が自前でやるのか、民間の力をどのように活用していくのかといったことも含めて、自治体の組織、事業の在り方を総務省がまさに検討しているところでございます。こういった部分につきましては、内閣府としての政策評価のこの紙にはなかなか書くのは難しいのだとは思いますが、そういったものも含めた全体を含めた地方創生2.0とっておりますので、地方創生2.0の議論の中ではそういったものも含めて検討していく必要があると思っておりますし、年末に定めます総合戦略にはそういったものも書き込むような形になっていくのではないかと思っているところでございます。

キャッチコピーの「新しい日本・楽しい日本」のところにつきましては、今、仮と書かせていただいておりますが、さらに引き続きよく検討していくことになるのではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

似ているのが、子育て支援もそうだと思うのですけれども、各省でいろいろな省庁にまたがって政策が行われていて、現場がそれを拾い集めて事業を行うという形になっていて、なかなか五月雨的に上からいろいろな補助金だ、いろいろな支援が降ってくる形になりがちなので、そこはむしろ国レベルでちゃんと中央官庁同士で連携して、あまり現場に混乱のないようにというか、重複感のないように対応いただければいいかと。

最後に1つだけ、これはコメントなのですけれども、この間、これは実際に地方創生をやられている民間事業者の方がおっしゃっていたのですけれども、地方創生のこの中に出てこないのが民間事業との連携というか、例えば新しい地方経済云々の交付金についても自治体に取り組むというけれども、実際に汗をかくのは民間企業などだと思うので、経済を回しているのは民間なので、ですから、もうちょっと民間企業との連携を打ち出したほうがいいのかと。さもないと、自治体が自分たちで丸抱えして事を進めてしまうので、そうするとなかなかうまくいかないと思いますので、その辺も御検討いただければと思います。

以上です。

○白石座長

それでは、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

ありがとうございます。手短かに申し上げたいと思います。

KPIのところですね。今年度中に総合戦略をつくる中で策定されているということで、そこをぜひしっかりやっていただきたいと思うのですが、それでお尋ねしたいことは、今、佐藤先生がおっしゃっていたこととも関わるのですが、今日の資料のロジックモデルの下のところにも大変重要なことが書かれていて、要するに内閣府さんの行われることはほかの省庁の施策とか、あるいは自治体もちろん入ってきますし、民間の事業者のことも入ってきて、評価に当たってはほかの要因の分析も必要になると。この辺り、つまり1.0の10年間の節目に当たって、まさにこの点も含めた検証が本来なされて、内閣府さんの事業についてもそういうことも踏まえてKPIが設定されるということが本来期待したいところではあるのです。

石破総理も、先ほど確認したのですが、2.0の会議の中でも「何がうまくいかなかったのかという反省をきちんといたしませんとこれから先の展望はない」とおっしゃっていて、そこに強調のラインマーカーも引かれているのですけれども、まさにそのとおりで、5年目くらいに1回分析があったかと思うのですけれども、いろいろな省庁とか、自治体とか、民間も含めて一体何ができて、何ができなくて、それは何が原因だったか、それを検証するような、時間ももうそんなくないと思うのですけれども、内閣府さんは両方の立場を兼

ねておられるのでお尋ねしたいところでもあるのですが、そういうものが予定されているのかどうか。本来そういうものがあって初めて各府省、内閣府さんに限らずKPIを設定されるべきだと思うのですけれども、これが1つ目の御質問です。

それに重ねて、もしそういうことがある程度期待できるとしてのリクエストみたいなものになるのですけれども、今回私たちが意見を言わせていただいている指標を設定して達成度を見るというシンプルな粛々としていく進行管理なのですからけれども、そのときの指標の設定にもこれは非常に大きく関わると思っていて、先ほども私もコメントしましたがけれども、比較的国民から見るとアウトプットの指標で、そのベースで見ると内閣府の本府さんの政策は一定程度目標も達成していると。それで例えば、ほかの府省さんも関係の役所としてすべきことはしているという状態だとして、でも、言わば重要な結果は出ていないということが世の中でも言われていて、そここのところのある程度解明があって初めて本来どういう指標を設定すべきなのかという議論ができそうな気がするのですけれども、これはリクエストというか、ぜひそうなることを喜ばしいという私の感想ですが、最初のお尋ねしたいということを中心にコメントいただくと幸いです。

以上です。

○八木参事官

ありがとうございます。

まず、そもそもこれまでの施策の検証の部分ですね。これについては実はかなり地方創生に関する有識者の会議の中でも有識者の方々から様々なコメントをいただきまして、先日閣議決定した基本構想の中でも反省すべき点は何かということで「これまでの地方創生10年の成果と反省」ということで章を立てまして、これまでの取組のどこが課題であったのかをいろいろ文章としては書き込んだところでございます。

なかなか難しいのは、やった取組はそれぞれ成果を上げてはいるのですが、しかし全体として大きな東京一極集中の流れは止まらないというところでもありますので、そこで、いろいろな反省だとか、課題だとか、思いだとかということをお話をしながら、どういったものに軸足を置いて新しい取組を進めればいいのかということで議論をしているところでございます。

具体的な検証でデータでというのはなかなか難しい部分ではあるのですけれども、今までで足りなかった部分はどこかというところを十分議論しながらこれからやっていかないとはいえないと思っておりますし、年末のKPIの策定に当たっては、そういったものも踏まえながらやっていきたいと思っております。地方創生は地方創生で別の有識者会議がありますけれども、そこでもさらにそこがまさに議論になって、これから議論を進めていくのかと思っているところでございます。

以上でございます。

○白石座長

ありがとうございました。

最後に、佐藤徹委員、手短にお願いいたします。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。

では、シンプルに、この地方創生2.0の最終アウトカムは「東京一極集中の是正」ではなくて、表現は別として「新しい日本・楽しい日本」、これが最終ゴールという理解でよろしいでしょうか。

○白石座長

いかがでしょう。

○八木参事官

そうだと思います。東京一極集中の是正を進めていくのですけれども、目指す本当のゴールとしましては「強く」「豊か」な「新しい日本・楽しい日本」というものをつくって、それは経済対策だけではなくて社会政策でもあるのだよということを打ち出していこうという中身になってございます。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。

中目標のアウトカムの一番下にも同じように「新しい日本・楽しい日本」と書かれていますね。そうすると、中目標と施策目標の関係が因果関係にはならないのではないですか。ここは整理する必要があるかもしれないと思ったので、いかがですか。

○八木参事官

おっしゃるとおりで、この中目標の書き方については、KPIの話とも併せまして、少し議論をしていく必要があるのかとは思いますが。

○佐藤（徹）委員

また検討いただければと思います。ありがとうございます。

○八木参事官

年末の総合戦略に向けてこの辺りは議論していくことになるかと思えます。

○白石座長

重要な点ですね。ぜひ御検討ください。

それでは、以上で地方創生担当からのヒアリングは終了としたいと思います。ありがとうございました。

○八木参事官

ありがとうございました。

○白石座長

続いて、共助社会担当より御説明をお願いしたいと思います。

○中村参事官

資料の3ページ目の共生・共助政策「共助社会づくりの推進」の施策について、共生・共助政策統括官付参事官の中村明恵、私から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

4ページ目を御覧いただければと思います。共助社会づくりの推進については、事業としては2つの構成要素となっております。1つ目については、左上の解決すべき問題・課題のところにあります特定非営利活動法人、通称NPO法人について、民間による公益活動を通じて地域社会における様々な社会課題の解決に対応していくとともに、そうした社会課題の解決に取り組むソーシャルセクター、民間団体の担い手の育成に対応していくことを記載しております。

右上の施策の概要にありますとおり、当該施策につきましては、2つの法律が関連しておりまして、1つがNPO法人法、もう1つが休眠預金等活用法の2本となっております。

前者のNPO法人法につきましては、阪神・淡路大震災を受けまして、民間による公益的な活動をさらに活動しやすくしようということで、法人格を付与するものです。例えば、建物の貸し借りをするとき法人格がないと契約手続等の際に非常に困難があり、そうしたことを解決するためにできた立法でございます。この法律は2段階目になっておりまして、1段階目が認証制度であり、簡単な手続で法人設立ができるもの、さらにもう1段階目(2段階目)が、寄附税制等の優遇措置が講じられております認定NPO法人という法人格です。これらはいずれも所轄庁である都道府県または政令市が認証・認定事務をしております。

もう一つの休眠預金等活用制度、こちらにつきましては、2019年に事業が開始されましたけれども、銀行等で10年間出し入れ等がない休眠預金について、諸外国の例に倣って我が国でも民間の公益活動に助成等をしようということで設けられた制度になっております。こちらにつきましては、行政そのものが活用の運用主体になるものではございませんで、行政の隙間に落ちているような課題であるとか、行政がやるよりも民間がやったほうがふさわしいような、そうした活動について、民間団体たる全国に1つの指定活用団体があるのですけれども、そちらを通じて休眠預金を助成・出資等によって活動を支援していく制

度になっております。この制度における内閣府の役割は、この全国1つの指定活用団体、これはJANPIAという法人名になっておりますけれども、この一般財団法人における制度の運用状況が適切かどうかといった監督等を行うといった仕組みになっております。

ロジックモデルについては、1つ目の「市民活動の促進」がNPO法人に関するものです。認証・認定事務については、都道府県・政令市等が行っており、NPO法人の活動の財政的基盤は寄附等ですので、NPO法人が寄附等を受けるに当たっては情報公開が重要であり、NPO法人の信頼性を高めていく上でも情報公開に取り組むことを容易にしたほうがよいと考え、内閣府ではNPO法人が活動しやすいように情報公開システム(内閣府NPOホームページ等)の提供をしております。それと併せて、NPO法人の実態や諸課題の把握をしていくことによって、最終的には施策目標(インパクト)でございますけれども、民間の創意工夫による社会課題の解決につなげていこうといったものでございます。

もう一つの休眠預金の活用がその下にありますけれども、これについては、制度の運用自体は先ほど申し上げましたとおり指定活用団体のJANPIAにて行っておりますため、内閣府においては、その休眠預金等活用制度がきちんと政策目標に沿った形で前進しているかどうか、そうしたことを調査したり、あるいは審議会を設けておりますけれども、その審議会において休眠預金等活用に関する基本計画等の策定について意見を聴取したり、JANPIAが実施する業務の監視等をしておりますけれども、その運営といったことをやっております。

したがって、1つ目のNPO法人の活動実績については、所轄庁との意見交換会等の開催や統計調査を公表していくことによって、NPO法人の実態を把握すると同時に、NPO情報管理・公開システムの整備・運用をすることによって情報基盤を整備していく。それとともに、休眠預金については基本計画、これは毎年度に総理大臣が定めることとされておりますけれども、休眠預金をどのような事業に活用していくのか、そうした大きな方針ですね。そうしたものを定めていくのですけれども、そうしたことをやっていく。それによって、中目標(アウトカム)としては、NPO法人をはじめとする民間団体による公益活動の活性化を後押ししていくというものになっておりまして、先ほど申し上げたとおり、これを通じて、施策目標(インパクト)としては、民間の公益活動を行う団体の自力を高めていくことによって、民間の創意工夫による社会課題が持続的に解決されていく、そうした社会を目指していくというものになっております。

測定指標等については、一番下に記載しておりますとおり、それぞれ活動実績(アウトプット)に関するものを掲げております。

以上になります。

○白石座長

御説明は以上ということで、ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見、挙手ボタンにてお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございます。

基本的なところで教えていただきたいことが幾つかあるのですけれども、1つ目はアウトプットのところで、所轄庁との意見交換会等の開催とありますけれども、所轄庁というのは各法人を所管しているそれぞれの関係府省ということによろしいのですかということなのです。

最後の施策目標（インパクト）のところで、民間の創意工夫による社会課題の解決とあって、その測定指標がNPO法人の認定数、採択された実行団体数とあるのですけれども、この採択された実行団体というのは何が採択されたものなのかということについて教えていただければと思います。

○白石座長

お願いいたします。

○中村参事官

2点のうちまず1点目、参考指標の「所轄庁との意見交換会等の開催数」の所轄庁とは、NPO法人の認証・認定事務を行っている都道府県・政令市でございます。所轄庁である都道府県・政令市との意見交換会を実施することにより所轄庁におけるNPO法制度の理解を深め、課題等を共有することを意図しております。また、所轄庁が日頃それぞれの管轄下にあるNPO法人とのやり取りを行っておりますので、所轄庁を通じて内閣府としてNPO法人の現状を把握しております。

2点目ですけれども、測定指標②の採択された実行団体数ですね。これについては説明が不足していて分かりづらくなってしまっていて申し訳なかったのですけれども、実行団体は休眠預金の資金支援を受けて現場で公益活動を行う団体なのですけれども、休眠預金を活用して実施する各種事業の公募に申請して採択された実行団体数となっております。ですから、実際に休眠預金を受けて公益活動を行う団体数と捉えていただければと思います。

○伊藤委員

ありがとうございました。

○白石座長

続いて、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員

御説明いただき、ありがとうございました。

2点質問がございまして、1点目が、今、こういった社会課題解決に取り込むプレイヤーはソーシャルビジネスだったり、様々な法人格にとらわれない多様なプレイヤーがいると思いますが、このロジックモデルが想定する法人格の範囲はNPO法人に限るということではよろしいでしょうか。

もう一点が、ロジックモデルの中間アウトカムにある指標のところですね。NPOのホームページへのアクセス数とあるのは「NPO法人ポータルサイト」など政府系のサイトへのアクセスということではよろしいのでしょうかというのと、アクセス数を指標とする際に、これが公益活動の活性化とどう関連づいているのかが分からなくて、そこを詳しく伺えるとうれしいです。よろしくお願いします。

○白石座長

お願いいたします。

○中村参事官

1点目のロジックモデルが想定する法人格の範囲はNPO法人に限った話かどうかについては、主としてNPO法人に関するものと考えておりますが、NPO法人の活動促進に向けた環境整備、休眠預金等の活用の両施策ともにいかに民間の公益活動を後押ししていくかという考えのもとに設けられた仕組みになっておりまして、最終的なインパクトとしてはNPO法人に限らず、おっしゃったとおり、ソーシャルビジネスを行う株式会社等もありますので、そうしたところも含めていかに民間による公益活動が進んでいくかを考えていきたいと思っております。

2点目のNPOホームページへのアクセス数については、NPO法人の情報公開をサポートするためのシステムとして内閣府が設けているホームページ、サイトになっております。これがどうして公益活動の活性化に資するかというと、NPO法人については寄附収入、もちろん行政からの委託や助成金なども活動の主要な財源になっていますが、持続可能な形で民間団体が運営をし続けていく上では、パブリックサポート、市民からの支持が大切だと考えております。そうした市民からの支持を獲得していく上では、当該法人がどのような法人なのか、またどのような活動を行っているのか、どのような財政状況なのか、どのようなお金の使い道をしているのか、そうしたことをきちんと透明性を確保していくことが重要だと思っております。昔の紙ベースの時代では、所轄庁に見に行かなくてはNPO法人が提出した書類が見られない状況でしたが、所轄庁に行かなくても、ホームページ等で確認しやすくなるような形で情報提供していこうということで内閣府が設けているサイトになっております。

○櫻井委員

ありがとうございました。

NPOの規模にもよりますけれども、今、いろいろなNPOさんで自社のサイトをつくって、そこでしっかり情報を公開していらっしゃる場所もあるかと思うので、この政府がやっているところに来ていただけるようなところとか、ここでしか得られない情報みたいなところがあるとよいと思いました。ありがとうございます。

○白石座長

では、荒見委員、お願いいたします。

○荒見委員

お話をありがとうございました。

先ほどの伊藤先生が御指摘されていた測定指標②のところなのですが、項目の意味は分かりましたが、NPOが自力をつけて民間の創意工夫による社会課題の解決としたインパクトを測る指標として、この②の認定数、実行団体数が適切なかがよく分かりませんでした。むしろ公益活動が活性化したとか、中目標のアウトカムにはなっているかと思うのですが、それが実際の社会課題の解決に結びついたみたいなどころまで所轄庁の認定や実行団体数で言えているのかが疑問に思ったので、せめて力がついたぐらいが分かるような指標はないのかが気になったのです。

○中村参事官

NPO法人の認定に際しては、パブリック・サポート・テストといって、総収入に占める寄附金割合を要件の1つに入れております。これをインパクトの表に掲げた理由は、寄附金によってきちんと自力で運営していけるだけの体力があると考えられるためです。寄附金を集めるにしても、いかに自身の法人情報を発信できるか、いかに効果・成果を外に示していけるか、そうしたこともつながってきますし、様々な企業様から寄附を集めていくにしても、ネットワークづくりがきちんとうまく行えているか、そうしたことも関連してくるかと思ひまして、ある意味、総合的な活動指標としてNPO法人の認定数を掲げております。

おっしゃるとおり、公益活動の状況がどうなのか、活性化しているのかといったところは入れられればいいのですが、いずれにしても民間の公益活動を行政が上から目線で測っていくということがNPO法人制度の立てつけ上あまりふさわしくない、そもそもNPO法人は市民による市民のための活動を支援していくという法の精神でできた法律ですので、あくまでもいかに寄附を集められるか、市民の支持を得ているかといったところに着目した指標でございます。2つ目の実行団体数につきましても、休眠預金を使っていくことによって、出口戦略を設けて活動していくということをやっております。ですから、もちろんイ

ンパクトと言うには若干手前の目標に近い形ではあるのですけれども、いずれにしても自力をこの間に蓄えていただけるような実行団体数ということで掲げております。

○荒見委員

分かりました。ありがとうございます。

○白石座長

ありがとうございました。

それでは、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

ありがとうございます。

私も実は荒見委員と同じことをお尋ねしたかったのですが、今の御説明でその趣旨というか思いはよく分かったのですけれども、その上で思うところは、インパクトの指標は解決がされた状態を意味しているというか、それであってほしいわけで、実は今日この後御説明があると思うのですが、ほかの施策でも内閣府さんのこのロジックモデルのつくり方で、アウトカムのところを1段階に絞らずに複数の段階で整理するということがなされつつあって、大変よいと思うのです。その意味で、この施策なども第1段階のものがあって、さらに精査して次の段階のものとおっしゃる趣旨はよく分かりましたので、その上でアウトカムを2段階に分けて、よりインパクトに近いほうのアウトカムの指標みたいにされるのがしっくりくるかと思いました。

以上、コメントです。

○白石座長

事務局、いかがでしょうか。コメントに対して何かありましたらお願いします。

○中村参事官

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、アウトカムとインパクトの整理が十分にできていないところはあるかと思いますが、一方で、寄附を尺度にしていくというのが民間の公益活動を測っていくための指標かと思っておりますので、評価を分析していく際にそういったものも複合的に組み合わせながら、より実態をきちんと把握できるように工夫していきたいと考えております。

○白石座長

ありがとうございました。

寄附金の割合が指標になると、これからはNPO法人の戦略も変わってきますね。ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、共助社会担当からのヒアリング、以上としたいと思います。ありがとうございました。

○中村参事官

ありがとうございました。

○白石座長

続きまして、理解増進担当より御説明をお願いしたいと思います。

○荻原参事官

改めまして、内閣府共生・共助担当政策統括官の下にあります性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当の参事官をしております荻原と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、早速御説明をさせていただきたいと思います。まず、我々の政策の内容から先に御説明をさせていただければと思います。

資料を画面に表示をさせていただいておりますけれども、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進ということで、こちらは性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に基づいて行うものであります。この法律は令和5年、おととしの6月に議員立法によって成立した法律でありまして、まだできて歴史の浅い政策分野になります。

法律の目的でございますけれども、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国・地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とするとなっております。

まず、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、それぞれ何を指すかということなのですが、性的指向はどのような性別の方を好きになるか、男性なのか、女性なのか、あるいはどちらもなのか、あるいはどちらも好きではないのか。そして、ジェンダーアイデンティティについては、自らの性の在り方、性別についての一貫性を持った認識ということで、自分が男性である、女性であるあるいはどちらでもないとか、そういった自分のアイデンティティに関することです。

この性的指向及びジェンダーアイデンティティ、セクシャルオリエンテーションとジェンダーアイデンティティで「SOGI」（ソジ）と略したりもいたします。このSOGIについて、この法律は、次の基本理念第3条がありますけれども、全ての国民が、SOGIにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念の通り、SOGIを理由とする不当な差別があってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとされています。よく報道等でLGBT理解増進法と略されることのある法律なのですが、性的マイノリティーの方を理解しようという法律ではなくて、SOGIという誰もが持つものですね。要は、誰が、どのような性別が好きかとか、自分の性別がどういう認識かというのは全く中立的な、フラットな言葉ですので、全ての国民が自分のSOGIあるいは他者のSOGIについて相互に尊重し合いながら共生するというような内容になっております。

この理解増進の枠組みですけれども、資料の下に行きますが、国がまず基本計画をつかって地方公共団体と連携をして進めていくと。さらに事業主、そして学校の設置者、それぞれまた協力をして進めていくという内容になっています。

国が実施する施策の中身ですけれども、次のページに参りまして、施策の実施状況の公表、年1回公表しなければならない。そして、基本計画・指針の策定、基本計画を閣議決定すると。第12条にこの法律に定める措置の実施に当たって必要な指針を策定するものとするという規定がございます。理解増進連絡会議の運営というのは、これは内閣府固有の業務になりますけれども、関係行政機関の職員によって構成される連絡調整のための会議が規定されております。今、申し上げた実施状況の公表と基本計画の策定、理解増進連絡会議、これが内閣府の固有の業務になっております。

次のページへ参りまして、所管に応じて他省庁と並びで行う施策ということで、学術研究等の推進と知識の着実な普及等、等というのは相談体制の整備ですね。具体的な施策としては3つが挙げられるということになります。

翻りまして、この法律の下に内閣府でどのように施策を進めていくかということで、ロジックモデルを策定しております。ロジックモデルですけれども、解決すべき問題・課題、今、申し上げたように性的指向及びジェンダーアイデンティティ、SOGIの多様性について国民の理解が十分進んでいない、これが立法事実でありました。生きづらさや戸惑い、様々な不安を抱えている人がいると。

これに対して施策の概要で、基本計画をつくる、そしてそれに基づいて施策を推進してSOGIの多様性を受け入れる精神を涵養し、共生社会の実現を目指す。

左に参りまして、事業の概要になります。こちらはインプットが今年度の内容になっておりますけれども、基本計画及び理解増進施策の策定・推進に資する学術研究等の実施、基本計画が実はまだ作成の検討の途上にあります。ですので、こちらに基本計画策定に必要な材料ということで、それらを集めるための学術研究の実施、そして基本計画が出来上

がるまで何もしないというわけには当然まいりません。おとしできた法律の中でできるものから手をつけているような状況、あるいは前から出されていた関係の施策というものをやっていくということになるのですけれども、理解増進施策の総合的かつ効果的な推進というところでしております。理解増進施策の実施は、我々の直接所管しているものをそれぞれ実施しております。

基本計画の策定に向けて、活動実績（アウトプット）といたしまして、今年度はSOGIの多様性に関する国民の意識の把握、地方公共団体におけるSOGIの多様性に関する取組の現状と課題の明確化、こちらはまずSOGIの多様性の国民の理解の増進について、我々はそもそも基準となる数字を持っていない状況にあります。もちろんこれまで先行していた民間の調査といったものがあったとしても、国としてそもそも「理解」をどう捉えるかというところからまず検討が必要かと思いますが、そういったことについて研究をする。そして、地方公共団体に施策を御協力いただくに当たって、連携してやっていくに当たって、現状はどのような施策がなされているか、あるいはどういうところがやりにくいところになっているかを研究するということがあります。

2つ目のアクティビティである理解増進施策の総合的かつ効果的な推進の中身として、先ほど法律にあった理解増進連絡会議の開催、こちらでヒアリング等を行っております。また、理解増進施策の実施状況の公表ということで、昨年に、つまり基本計画ができる前ではありますが、各省で行われてきた令和5年、要は法律ができた年ですので、まだ法律としての大枠も出来上がらないときの内容ではあるのですが、令和5年に行った施策について把握をして、実施状況をまとめて公表するというところを行いました。毎年1度行っていくということですので、もちろん今年も行っていきます。

理解増進施策の当担当所管の直営の施策ということでは、普及啓発用コンテンツを用いたSOGI関連知識の普及啓発を実施したいと考えております。もちろん何もしないで理解増進が進むわけではないので、しっかりコンテンツを作成して、それらを使って普及啓発をしていくというようなことです。

こうしたアウトプット、上の3つのアウトプットからは、中目標として、学術研究等の成果や実施状況を踏まえて、各省庁が所管分野における理解増進施策を見直しつつ、継続的に施策を効果的に実施していくということになります。

全体の施策目標（インパクト）としては、理解増進施策を通じてSOGIの多様性に関する理解を増進させることで、SOGIの多様性を受け入れる精神を涵養すると。これはなかなか人々の意識にあるものは一朝一夕に変わるものではないと思っておりますが、そこを着実に粘り強く普及啓発を進めていって、各省とも協力をしながら、そして自治体とも連携をして、事業主等、そして学校の設置者とも協力をしながら施策を進めていきたいと考えております。

これらの測定の目標として、中目標（アウトカム）のところでは、まず理解増進施策の数を考えております。そして、順番が前後しますが、アウトプットのほうの参考指標とし

ては、基本計画の策定や推進に資する学術研究等の実施件数、そして理解増進連絡会議の開催回数、実施状況の公表を行うこと、普及啓発用コンテンツ等の作成や啓発の回数といったところ、その累計ですね。1つ作ったら1回きりで終わりでどんどん作っていくというよりは、いろいろなものを活用しながら、私が今日最初に御説明をした基本的なところからというところと、普段からすごく関心の高い方と（そうではない方とでは）全く啓発の必要なところは違ってくるでしょうし、それぞれの立場で、例えば人事関係者で必要なところとか、あるいはそうではない方々とでまた必要な知識は異なってくると思いますが、そういった場面場面に応じた啓発材料がいろいろと必要になると思いますので、どんどん啓発の幅を広げていきながら、深みのある理解増進施策を実施していきたいと考えております。

説明は以上になります。

○白石座長

丁寧な御説明をありがとうございました。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

中目標（アウトカム）と施策目標（インパクト）に書かれている内容について、少し整理をしたほうがいいのかと思ってコメントさせていただきます。

具体的にはどういうことかと申し上げますと、中目標（アウトカム）の部分は、要するに各府省庁が施策を実施するということですね。その目的はSOGIの多様性に関する国民の理解が深まるようにということです。これはこの中目標（アウトカム）の中に目的と手段がセットで書かれているのでかなり長文であるということと、これだと因果関係のストーリーがやや分かりにくいので、中目標（アウトカム）は2段階で整理してみてもどうかと。つまり、第1段階で各府省が理解増進施策を実施する、その結果、国民の理解が深まるという2段階で整理してはどうでしょうか。そのように整理しますと、測定指標の①の理解増進施策の数というのは、この指標はアウトカムの第1段階の内容に対応することになるかと思えます。

インパクトのほうを見ると、これも上から3行目まで「理解増進施策を通じてSOGIの多様性に関する理解を増進させることで」というのは、これはもうアウトカムのところに既書かれていますので、内容が重複しているのが割愛してもいいかと思えますが、そうすると、SOGIの多様性を受け入れる精神を涵養するというところ、ここがインパクトになるかと思えます。これは主語は国民側でよろしいですかね。そうだとしたら、そこを明確にしたほうがよろしいかもしれません。

以上です。

○萩原参事官

ありがとうございます。

確かに御指摘のとおり、文章がやや重複があったりして分かりにくいところもあって、申し訳ないと思います。改めて、少し御指摘も踏まえて整理をしてみたいと思いました。

○佐藤（徹）委員

ぜひ御検討ください。

○白石座長

ありがとうございました。

では、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員

ありがとうございました。

私はインパクトと啓発のところで1点ずつお伺いできたらと思っておりまして、今のインパクトのところだと、SOGIの多様性が受け入れられる精神を涵養するということなのですけれども、この文章がやや私は引っかかるところでして、理解増進法が目指す人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できるような社会を目指していくよというところがあると思うので、その視点がインパクトに最終的に入るのがよいと思いました。

ちょっと細かいのですけれども、「受け入れる精神」みたいなのが、やや上から目線な感じがするというのもありまして、受け入れるとなるとマジョリティー側が許容していくというような構造を若干感じてしまうと思ったりとか、SOGIが全員に関わることだとさっき御説明していただきましたが、そういったところが伝わりづらくなってしまっているのではないかという、マジョリティーがマイノリティーを受け入れるものなのだというように伝わらないようにしていくことが必要かと思いました。多様性は受け入れるかどうかではなく、もともとそこにあるものとして前提とされるべきものなので、この表現は変えられるとよいなと思いました。

それと、精神を育てるというところが、個人の内面の話に焦点が寄っていて、差別や排除を生む制度や社会の構造の話が抜けているように思えたので、もし可能であればこのインパクトのところの表現を見直していただくとよいなと思いました。

まだこれからになると思うのですけれども、啓発コンテンツを作成していくところで非常に重要かと思うのですけれども、これは1年間でどれぐらい作成されていく予定かなど今現在であったら伺えたらと思いました。

以上です。

○萩原参事官

ありがとうございます。

最初に御指摘をいただいたインパクトのところで「受け入れる精神を涵養」というところ、上から目線のような感じもあるし、そもそものSOGIが全員にあるものだというところをかえって分かりづらくしているのではないかという御指摘がありました。ここは実は法律の文言をそのまま書いたところでありまして、SOGIの多様性を受け入れる精神を涵養しというものを引用しているところがあります。ただ、その後のもっと大きなこの法律の文章で最後に書いてあるSOGIの多様性に寛容な社会の実現というほうが大きな目標ではないかということをお指摘いただいたと思うので、そういった言い方、本来最後に来ているところに入れ替えるということも御指摘をいただいたのかと思います。改めて考えてみたいと思います。

2点目、内容として精神に関わるどころだけが書いてあって行動につながるようなものがないのではないかとのお指摘があったのですが、この理解増進法なのですが、理念法でありまして、直接誰かに権利を与えたり、あるいは誰かに義務を課したりするというものにはなっておりません。そういったところで、社会の構造に直接触るような施策の内容にならないというか、そういうものができないというところがありますので、そこは大変申し訳ないのですが、法律の建付けの限界なので、御了承いただければと思います。

最後に、作成をするコンテンツの数であります。こちらはこういった内容のものがそもそも自治体等で必要とされているかも含めて調査をしたいと考えておりまして、今、数ありきで何本とか、何冊とか、そういったところはまだ申し上げられないです。

以上です。

○櫻井委員

ありがとうございました。

今、自治体さんでもSOGIに関する情報発信などをすごくたくさんやっていたり、素敵なコンテンツもあると思うので、そういったものをまとめていただくのもすごく重要なのかと思うので、新しく作るのもそうなのですが、既にいろいろな自治体さんや団体さんで作っているものをまとめて発信するのも御検討いただけるとよいなと思いました。

以上です。

○萩原参事官

ありがとうございます。

○白石座長

では、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

どうもありがとうございます。

1つお尋ねしたいのですけれども、この施策でただ1つの測定指標になっています理解増進施策の数なのですが、このカウントの仕方なのですけれども、検索して、理解増進連絡会議の会議資料で令和5年度の国民の理解の増進に関する施策の実施の状況というリストが出ていて、これを拝見すると、シンプルに数えると82件ですかね。例えば令和5年度のこの指標の値は82ということになるのでしょうか。

○萩原参事官

そういうことになろうかと思えます。ただ、先ほど申し上げたとおり、基本計画ができていない中で取り急ぎまとめた、また令和5年の途中で法律ができたものですから、その時点で各省が実施できていたもの、要は予算等は組まれていない中で、計画というものもない中で実施していたものという数になりますので、考え方としてはこういうことになりますけれども、これを基準にするかということ、基本計画をまとめた後に、そこでさらに土台が少し変わるところがあるかという気はいたしております。

○小野委員

どうもありがとうございます。

それで、リクエストというか、こうされたほうが望ましいかと思う点があるのですが、関連する取組を各府省さんから出していただくとこういうことになると思うのですけれども、この中身をみると、82あるうち、ざっと数えて30を超えるぐらいが職員研修なのですね。各府省さんの職員の研修でこれを行いましたということなので、国民の理解の増進にはかなりまだ差がある段階というか、かなりアウトプットに近いところだということと、幾つか4つぐらいにジャンルを分けて、そのうちの研修みたいなものに相当するところがかなり多いということと、研修も本当に例えば内閣官房さんが職員1,000人を対象に行ったそのテーマの勉強会もあれば、府省さんによっては新規採用職員研修の服務規律の講義の中にこの観点を取り入れましたということでも、数十人規模のそれも入っていますから、シンプルに出てきたものを数えるということではなくて、ぜひ少し精査というか、何か意味のある指標に加工していただくといいのかと思いました。

以上です。

○萩原参事官

ありがとうございます。

○白石座長

御検討をよろしく願いいたします。

それでは、以上で理解増進担当のヒアリングを終了としたいと思います。ありがとうございました。

○萩原参事官

ありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

○白石座長

続いて、国際平和協力担当より御説明をお願いいたします。

○植草参事官

国際平和協力本部事務局の植草と申します。よろしく願いいたします。

我がほうでは、事業の概要（アクティビティ）ということで、3つの観点からやっております。1つ目が国際平和協力隊の派遣等、2つ目が人道救援物資備蓄業務、3つ目が国際平和協力のための人材育成ということでございます。我が国際平和協力本部事務局は、国際平和協力を実施するための実施機関としての事務局でございますので、基本は淡々と実施していくということになっております。

業務の実施のうち人と物という2つの柱がありまして、1つ目は人を送るもので、一番上の国際平和協力隊の派遣等ということで大きいものでございます。これは具体的には国連PKOとか、いわゆる紛争が終わったところに各国の軍隊なり文民が集まって、その停戦監視をしたり、将来にわたっての国づくりをしたりというPKO活動や多国籍の活動をしているのですけれども、そこに自衛官などを送ることが大きなミッションでございまして、今、南スーダンで国連がやっているUNMISSという活動と、シナイ半島でエジプトとイスラエルの停戦監視をやる多国籍のMF0というものがあるのですけれども、そこにそれぞれ自衛隊を4名ずつ送っているということでございます。

2つ目が物資協力ということでございまして、我がほうは、人の活動がメインではあるのですけれども、特に紛争が終わる前、紛争中ですね、いろいろ難民などが生じることがございまして、難民支援のために空輸や人の協力もするのでございますけれども、併せて物資協力を行っております。こちらはドバイに我がほうの備蓄倉庫がございまして、国際機関からその物資協力の要請があれば送るということで、テント、毛布、スリーピングマット、給水容器といったものを国際機関の要請に応じて送っているということでございます。令和5年度にガザ関係でUNRWAに送ったり、令和6年度はレバノンにUNHCRから要請を受けて送るということをしております。この2つが法律に基づいた大きい仕事でございます。

3つ目なのですけれども、3つ目は毛色が変わってございまして、こちらは特に法律の直接の条文に基づくというわけではないのですけれども、関連する業務ということで、国際平和協力のための人材育成です。国際機関で働かれる方、特に国連の専門機関で働かれる方

は、我々国家公務員のように恒常的にずっと同じ組織で働くというよりは、プロジェクトごとに採用されて、その現場経験を積んでいくことによってキャリアアップを図っていくというようなキャリアパスの方が非常に多うございまして、そうするとどうということが起こるかといいますと、あるプロジェクトが終わって、そのマンデートが終わりましたよとなると、次のプロジェクトに行くまでに少し時間があると。せっかくなので、その間は持て余してももったいないということで、我がほうでそういった方を採用して、これまでの御経験を生かした研究をしていただいて、我々の業務に還元していただくとともに、そういった方も国の業務を少し経験していただくことによって、さらにステップアップを図っていただくことをやっております。具体的には、いろいろ学校から依頼を受けて出前講座に行っていたり、研修などの講師をやっていたりということもございまして。結構ステップアップされた方もいまして、最近でもこの厳しい折、国際機関に転職された方もいらっしゃいます。

そういった実績がございまして、その成果としてアウトカムで、人の面からいえば派遣先国における停戦監視、選挙監視、復興・開発の活動が強化されると。物資のほうも物の面で貢献が図られると。特に上のほう、派遣先国のほうは、南スーダンやアフリカでも極めて安定してPKOに派遣しておりますし、シナイ半島の監視のほうもイスラエルとシリアやレバノンが大変になっている中で、エジプトとこれだけ安定した関係が保たれているということは、これは国際平和協力活動の成果というもので、国際平和にとっても強く貢献していると思います。あとは、我がほうでも先ほど申し上げたような研究員の人材育成を図ると。そういった3点から総合して、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与していくことをやっております。

以上でございます。

○白石座長

御説明ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見、挙手ボタンにてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございました。

これは以前もお伺いしたような気がする点なのですけれども、人材育成のところでも中目標（アウトカム）で研究員の能力向上が図られるということで、③ということで能力の向上に係る状況というものが測定指標になっているのですけれども、これは具体的にはどのように測定するのか、能力の向上という中身はどういうことを想定しておられるのかをお伺いしたいと思います。

○植草参事官

国際機関で働くということは、学者の先生方と違って数字で表れる業績が出るわけでもないと思うのです。向上を図るといのは経験を積んでいただいて、今後いい機関に就職していただくというのが我々としての目標としておりますので、基本的には皆さんそれぞれ国際機関などに転職していただいているので、そういったところでうまく次につながる橋渡しができているのだろうと考えております。

○伊藤委員

そうすると、例えばその次のつながりの中期アウトカムのところ、人材を輩出するところになっているのですけれども、そこはあまり目標を立てるといのが適切かどうか分からないのですが、実際に国際機関等に就職した方の数を把握することはできるということですか。

○植草参事官

基本的に皆さん国際機関で働かれたり、大学で研究職に就かれたり、それなりのところに転職していただいております。転職先については当然把握はしております。

○伊藤委員

ですから、その点のデータがアウトカムとして意味があるかと思しますので、どういう形で載せるかはいろいろあると思えますけれども、そこが分かるようになっていると、非常に全体としては成果が出ているということが分かるかと思いました。

○植草参事官

ありがとうございます。

○白石座長

ほかにいかがでしょうか。

荒見委員、お願いいたします。

○荒見委員

この測定指標の①、②、③で、こちらの部局では、例えば活動が強化されるとか、平和構築が進むみたいな、抽象的な説明になっていると思うのですけれども、これを具体的に何の指標で測るかに関してはどうなっているのか。私が聞き漏らしていたら申し訳ないのですけれども、御教示いただけますか。

○植草参事官

ありがとうございます。

我々の施策は、我々だけでこの数を減らしたり増やしたりというのは極めて難しいのです。国際平和協力活動なので、まず基本的な法律的には、国際機関からの要請があって、それで我々の、特に自衛官の方を派遣するという場合には、我が国の国防に必要なマンパワーがあって、その上でどれだけ派遣することができますかというものがありますので、種々の要因を踏まえて派遣するところは決めていくことになると思うので、数が伸びたかいいとか悪いとか、そういう議論ではないとは思っています。

ただ、一方として、これまで活動していますよという指標としてここに書かせていただいたとおり、派遣要員数ですとか、物資の調達量とか、そういったものについてはその数として出させて、提供させていただいております。

○荒見委員

ということは、参考指標は数字で測定するけれども、測定指標に関しては文章として書いて評価するという理解でいいでしょうか。

○植草参事官

そういう感じになりますね。

○荒見委員

この施策は前もやった気がするのですが、昔の1個前のものですかね。それも同じような形でしたか。特に先ほど就職なども、たしか私は質問した記憶があって、人数が入っているけれども減っているのではないかというような趣旨について伺ったことがあるような気がするのですが、前回も同じでしたか。中目標に関しては質的にすることにしたという理解でいいのですかね。

○植草参事官

そういうことでいいと思います。

○荒見委員

分かりました。ありがとうございます。

○白石座長

そうですね。測定指標は全部定性指標とするということになったのですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、国際平和協力担当からのヒアリングを終了といたします。御説明ありがとうございます。

ございました。

○植草参事官

どうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

○白石座長

続いて、地方分権担当より御説明をお願いしたいと思います。

○平沢参事官

内閣府の地方分権改革推進室の参事官をしております平沢と申します。よろしくお願いいたします。

今、御覧いただいているロジックモデルの資料を御説明させていただきます。先月も御説明させていただいたものと特段変わってはおりませんが、改めて御説明させていただきます。

一番右側の施策目標のところでございます。地方公共団体が自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることを通じて、地方分権改革の成果が国民へ還元されるとさせていただいております。こちらに係る測定指標の1番目ですけれども、地方三団体等からの改革への評価ということにさせていただいております。

この施策目標につながります流れ、ロジックでございますが、資料を上から大きく3つの層として見ていただければと思います。一番上のアウトプットのところを御覧いただきますと、地方公共団体からの提案に基づきまして、有識者会議での御議論を踏まえまして、関係府省との調整を実施する、これに係る参考指標①として、地方からの提案件数を設けております。アウトカムを御覧いただきますと、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなどの規制緩和が進む、これに係る測定指標②ということで、地方からの提案への対応割合とさせていただいております。

2つ目の層ですけれども、地方分権提案募集制度を進めていく際に、この分権提案をできるだけそういうニーズがある、提案を出したいというところについて提案を出していただきたいということで、その主な提案主体である地方公共団体の職員に向けた研修ですとか、私どもも赴いて個別に意見交換を実施するといった活動を行っており、また行っていきたいと思っております。そのアウトプットですけれども、地方公共団体の理解を促進する、これに係る参考指標②が、地方公共団体の職員向け研修や個別の意見交換の実施回数としております。アウトカムのところ、そのことによって提案の裾野が拡大していく、これに係る測定指標は③ですけれども、過去に提案を行ったことのある市区町村の割合としております。

3つ目の層でございます。地方分権改革についての御理解や認知度を向上していくということで、地方公共団体はもちろんなのですが、国民も含めて情報をこちらから発

信をしていくということでございます。アウトカムのところ、地方分権改革に係る各種取組や成果の認知度が向上するというので、それに係る指標が4番目の地方分権改革推進室のホームページへのアクセス数ということで設けてございます。

簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○白石座長

ありがとうございます。

では、御質問、御意見、挙手ボタンでお願いいたします。

佐藤主光委員、お願いします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

最初に2点質問なのですが、1つ目は、この自治体からの提案は年間何件くらいだと思いますか。さっきぱっと見たらそれなりの数はあるのかと思ったのですが、ただ、例えば何年か前は医療関係の提案が多かったりしていると思うので、そうだとすると、もしかしたらそういう要望は厚労省に直接行ったりはしないのかとか、もちろん窓口として総務省もあり得るわけですね。ですから、この地方分権改革推進室がワンストップという役割を果たしているという理解で大丈夫なのか、分野を問わずここに集まってくるものかと思ってよろしいのかということです。私、規制改革の仕事もしているのですけれども、規制改革絡みで自治体から要望が来ることもあるわけですね。ですから、この辺りの窓口がどうなっているのかと思ったものですから、御質問です。

もう一つの質問は、そもそも自治体が提案をするとき、自治体の内部ではどういう手続を踏んで上がってきているのかというのは、この種の例えば国の関与と規制でいろいろと困るのは現場なわけですね。その現場の声が自治体の中でどういう形で反映されてきて上がってくるのかが見えない部分があると思っていて、恐らく総務課とか、そちらから出てくるのではないかと勝手に思っているのですが、現場と所管課と必ずしもつながっているわけではないので、自治体の中でどのような関連があるのかということ。

それに関連する質問で、研修の話や出向いてお話をされるというお話があったと思うのですけれども、これは具体的には自治体のどういう職員が対象になるのかも併せて教えていただければと。

コメントなのですが、本来一番の成果は、もちろん自治体からの提案にもよりますが、どれくらい実際に実現したかだと思うのです。けんもほろろに拒否されることも当然あり得ると思うので、上がってきた自治体からの提案のうちどれくらいが実現していくのかの実現の割合はKPIにならないのかについて所見があればと。

最後にもう一つだけ、地方三団体からの評価を最後にインパクトとするのはどうかと思っていて、自治体も1,700ありますし、都道府県は47ありますので、いろいろと思惑が違う

のですね。申し訳ないけれども、この三団体が彼らを代表していると言っていいのかどうかと言われると微妙かというところもあるので、果たしていわゆる業界団体の意見をもって分権化への評価とみなしていいのかどうかということについては再考されたらいいのではないかと思います。

以上です。

○白石座長

お願いします。

○平沢参事官

ありがとうございます。順次お答えをさせていただければと思います。

まず、年間の提案数でございます。前期の評価期間ですと、おおよその数で申し上げて250件前後といえますか、300件弱ぐらいとなっております。令和6年度ですと293件の提案でございます。令和7年、今、提案が出てきておりまして、各省との調整を始めておりますけれども、今年は昨年に比べて100件ほど多く、合計408件の提案が出てきております。

提案の対象分野、提案がどういった分野で出てきているかという御質問がありました。多いのは、先生のお話にありましたように、今年の408件で見ますと、そのうち130件は医療や福祉の分野でございます。その130件の中でも子供や子育て関連が44件といった状況でございます。

それらの提案がそれぞれの所管省庁に提出されたり、その辺りの関係性でございますけれども、これは自治体によってだと思えますけれども、当然それぞれの所管省庁にこういった制度を見直してほしいといった要望活動として持っていかれることもあろうかと思えますし、同時並行で我々の地方分権提案募集に出されてくるケースもあろうかと思えます。私ども、この提案募集方式はかなり濃密に一件一件対応させていただいて、今、有識者会議の伊藤先生もいらっしゃいますけれども、各省の幹部に来ていただき、有識者会議の先生方でヒアリング等をさせていただいて、かなり濃密に効果的に見直しに向けていろいろ取組をさせていただいています。法改正を要するものについては毎年通常国会に整ったものから提案をさせていただくといったサイクルで回しており、自治体からもその点はかなり評価をいただいている、各省への直接の要望もあるけれども、ワンストップというお言葉もありましたが、分権室に提案をいただくことも定着しているのではないかと考えております。

それから、規制改革の取組との関係性でございます。お話がありましたように、規制改革は自治体に関係する提案も出されていると我々も認識しておりまして、実際、そちらにも出され、重複してこちらの分権室の提案にも出されているといったものも、時々、そんなに多くないですけれども、見受けられます。それは規制改革の取組でもなかなかすぐには進展しないといったこともあったりしてか、分権室に同時並行で提案したいということ

で出されてきているものも聞いております。

それから、自治体の内部での提案に至る手続なり流れでございますけれども、これもいろいろなパターンはあろうかと思っておりますけれども、それぞれ自治体の各部署の職員が現場で市民といろいろ接する中で、こういったことに支障があるということを目撃して、その支障の根源が法制度であったり、国からの通知であったり、要綱であったりということを見つけて、それを私どもに提案をしていくといった感じになっております。それは各自治体に我々も地方分権提案募集方式ということで窓口といいますか、我々と直接やり取りをさせていただき部署をつくっていただいておりますので、そこで各自治体のそういった声なり提案を取りまとめて我々に出していただいたり、あるいは我々から窓口を経由してそれぞれの原課とやり取りをさせていただきといたことを丁寧にやっているところでございます。

それから、私どもの職員が自治体に赴いて研修なり意見交換をしているわけですが、その対象は、先ほど申したように各自治体の分権提案の窓口の職員であったり、あるいは原課の職員であったり、そこは特に限定的にということではなくて、いずれにしても各自治体のそれぞれのセクションから提案は幅広く出していただければと思っておりますので、幅広く研修に出てきていただければ、参加いただければと促しているところでございます。

それから、いただいた提案の実現率についてでございます。これは測定指標②ですが、地方からの提案への対応割合と書かせていただいております。これが対応割合ということで、その提案どおりに実現した場合ですとか、あるいはそのとおりではないのですが、何らかの代替措置的に対応したといったものを含めて、対応割合が前期の評価期間ですと90%前後ですね。高いときは93.5%、令和6年度ですと86%といったように、90%前後で実現なり対応をしてきている状況でございます。

最後、地方三団体の評価の関係でございます。地方三団体が各自治体の意見をどれほど反映しているかということにつきましては、逆になかなか全団体のことを我々も評価させていただきづらいこともある一方で、この分権提案のプロセスで知事会や市長会、町村会は、かなり各プロセスにおいて関わっていただいております。そのプロセスの中では三団体で一個一個の提案も御覧いただきながら、実現してほしいとか、こういうことをよりやってほしいとか、そういった意見もいただきながら、我々もその意見を踏まえて取り組んでいるところでございます。それを踏まえますと、地方側の意見がある程度この三団体の意見として、あるいは三団体の声明が時々発出されるわけですが、集約なり整理されている、反映されているのではないかと考えておまして、年間の例えば地方分権一括法が取りまとまった時期に声明等が出されますけれども、そこで肯定的な評価をいただいておりますけれども、そういった評価を指標として設けさせていただいてきているという状況でございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○白石座長

続いて、佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございました。

今、話題になっているインパクトの指標として地方三団体等からの評価が正確に測定できるかどうかはあるにせよ、このインパクトの中にはどう書いてあるかという「分権改革の成果が国民へ還元される」とあるわけで、恐らくこれが真のインパクトになるかと思うのです。そうすると、三団体からの評価といった間接的な評価ではなくて、何らかの方法で提案による分権改革の成果に対して国民がどう実感しているかという部分を測定することが望ましいと思うのですが、この点については御検討されているのでしょうかということが1点。

細かい質問としては「地方三団体等から」の「等」には何が入るのか。

以上でお願いします。

○白石座長

お願いします。

○平沢参事官

1点目でございます。国民の実感を何かしらの指標でということは、現時点では検討はしてございません。国民への還元ということで施策目標には書かせていただいているものの、国として制度を見直したりして、見直された制度を個々の地方公共団体でどう活用していただけるかということがまずあって、それを通してそこに住まわれている国民、住民に見直された制度が何らか生活などに還元をされていくといったロジックになろうかと思いますので、施策目標の表記はそうでございますけれども、現時点では三団体の評価ということで書かせていただいているところでございます。

「三団体等」の「等」でございますが、実際のところは、さっき申した三団体、全国知事会、全国市長会、全国町村会から、今のところ例年折に触れて出されている声明を基に我々も見せていただいておりますので、ですから、実際のところは三団体ということでさせていただいておりますが、場合によっては地方を代表する組織として何らか別の団体ということであろうかと思いますので、そこら辺を含めた「等」かと思いますが、実際に指標としては、繰り返しになりますけれども、全国知事会、全国市長会、全国町村会の三団体ということで運用させていただいております。

○佐藤（徹）委員

できれば、今後受益者の国民がどう実感しているかの部分について、例えばサービスが向上したと思っているかとか、あるいは前提として分権改革の成果に対して認知しているかどうかといった点についても御検討いただければと思います。ありがとうございました。

○白石座長

では、荒見委員、お願いいたします。

○荒見委員

お話をありがとうございました。

まず、私も佐藤先生が指摘されていた成果の認知のところについては全く同じように思ったので、ぜひ御検討いただければと思いました。

私がお伺いしたいのは、測定指標の③なのですけれども、過去に提案を行ったことのある市区町村の割合は、これはこれまでの延べという理解でいいのか、それともその年に新しく提案を行った団体なのかをお伺いしたいというか、新規の団体の数を数えたほうがいいのではないかと思ったというのが1点目です。

もう一つは、②の地方からの提案の対応の割合なのですけれども、これは私、時々授業で話すことがあってこの数字を見るのですけれども、ここ最近90%前後でずっと数字が一定になっています。平場で対応していった結果の積み上げでこのパーセンテージになっているのか、ある程度9割ぐらいで対応するように、そういう形で絞り込みをかけているのか、どうなのだろうとずっと前から授業などでこの部分を説明するときに疑問に思っていたのですけれども、この対応割合を指標にすることできちんと書かれているのかどうか気になったので、私の理解の間違いだったら恐縮なのですけれども、お伺いできればと思いました。

○平沢参事官

ありがとうございます。

まず、提案を行ったことのある市区町村の割合でございます。これは延べといたしますか、提案を行ったことのある団体の累計でございます。累計が実績で令和6年度末ですと44.4%という状況でございます。

対応割合のところでございますが、先ほど申しましたように90%や90%弱なのですけれども、これは積み上げといたしますか、平場で積み上げというお言葉がありましたけれども、自然体というか、普通に取組んでその結果になっているというものでございます。

○白石座長

御説明は以上ですかね。

○荒見委員

分かりました。

2番のほうは分かったのですが、3番は累計だと増えていくに決まっているので、なるべくその年に新しく増えたところをやったほうが裾野の拡大という意味では適切なのかと思ったのですが、その辺り、累計を選んでいる理由はあるのですか。

○平沢参事官

増えていくのは当たり前というか、当たり前が増えるように目標を設定して取り組んでいきたいということで、目標につきましても、そういうことで右肩上がりになるように、裾野が広がるようにということで取り組んでいるところでございます。

○荒見委員

分かりました。

○白石座長

100%を目指したいというところなのでしょうね。

○荒見委員

そういう見方ということですね。100に対してどれぐらいと。

○平沢参事官

おっしゃるとおりです。

○白石座長

100に対して何割まで来たかというところがこれで分かるということですね。

○平沢参事官

そうですね。御趣旨は、おっしゃるところがちゃんと取れるような指標にもなっていると思っております。市区町村は1,741団体あるわけですが、先ほど申しましたように、令和6年末ですとそのうちの44.4%が提案したことがあるということで、究極理想はこの1,741団体が必ず今まで提案を行ったことがあるということになっていくことでございますので、100%というわけにはいかないわけですが、右肩上がりが増やしていきたいように取り組んでいきたいというものでございます。

○荒見委員

分かりました。

○白石座長

佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

今の御説明にあった対応割合について、8割だろうと、9割だろうと、妙に高いと思うのですね。私、規制改革をやっていますけれども、平場で民間からいろいろな規制改革の要望を受けていても、ほとんどは対応できないのです。当たり前ですけれども、岩盤規制というものもあるからなのですけれども、これは平たく分母はとにかくあらゆる要望が分母になっていて、その中で対応したもの、対応といってもそれはどの程度の意味での対応なのか。特に法改正を伴うような対応だと結構大変で、通知であれば別に新しく通知を出せばいいだけなのですけれども、分母と分子の関係が、いまいち9割とか8割とかと言われるとあまり現実感がなかったものですから、どうなっているのかだけ教えていただければと思います。

○平沢参事官

ありがとうございます。

提案いただいたものの中から、さすがにといいますか、提案の対象外みたいなものも幾らか上がってきますので、それは分母から除いています。一方で、分子ですけれども、おっしゃるように対応が法改正だけというわけではございませんでして、もともと何がネットワークになっていたかという、政令だったり、要綱だったり、あるいは事実上の何かの規制、慣習みたいなことになっていたとか、そういったことを見直して通知を発出し直したとか、そういったものも対応した、実現したということでカウントさせていただいています。

それから、全く自治体の当初の提案どおりとは限らず、各省あるいは自治体、提案団体とやり取りをしていく中で、よりこのような見直しをしたほうが適当だとか、当初のここは無理なのだけれども、代替案としてこういうやり方があるといったものも、その割合の中に含めております。結果、そういった状況になっております。

○佐藤（主）委員

ありがとうございました。

○白石座長

ありがとうございます。

では、御質問はよろしいでしょうか。

それでは、地方分権担当からのヒアリングを終了といたします。どうも御説明ありがとうございました。

○平沢参事官

ありがとうございました。

○白石座長

次は、経済社会総合研究担当からの御説明ということなのですが、申し訳ございません。私、今日は16時に退室しなければならず退座いたしますので、その場合は司会進行は事務局に交代するというところでよろしく願いいたします。

それでは、経済社会総合研究担当より御説明をお願いしたいと思います。

○松下総務部長

今月初めに異動してまいりました経済社会総合研究所の総務部長の松下と申します。どうぞよろしく願いいたします。

早速でございますけれども、私どもの研究所の今後5か年の枠組み、ロジックモデルを御説明させていただきます。

前の5か年の最終評価について、先月先生方に前の総務部長の林田から御説明をして、様々な貴重な御意見と御指摘を頂戴したと引き継いでおります。大変ありがとうございました。

今回、これから決めていく今後5か年のロジックモデルでは、6月に頂戴した御意見、御指摘を踏まえまして、ロジックモデルの枠組みそのものは変えてございませんけれども、この赤字で示したところで参考指標を2つの系統で追加したいと思っております。

まず、ロジックモデルですけれども、12ページでお示ししてあるところの左上の解決すべき問題・課題というところがございますように、質の高い研究成果、統計といった政策の基礎的な判断材料の提供をするということですか、研修を通して内閣府等で実施する経済社会政策の企画・推進を支援するというのが研究所の果たすべき役割だと思っております。これを通じて、ロジックモデルの右端のインパクトというところがございますように、経済社会政策の企画・推進の支援を図る、インパクトというところに同じ趣旨を書いてございます。

具体的なアクティビティ、事業としまして、左端に4つございまして、上から1つ目が経済社会活動の研究というところで、経済理論等を用いた研究を行う、推進すると。このためのインプットとして予算額1.3億円と。2つ目ですけれども、GDP統計に関する調査研究ということで、インプットとして1.5億円を計上してございます。3つ目、景気統計の改善に関する調査研究、4つ目、下から2つ目の箱ですけれども、職員向けの研修の企画・実施としてございます。

こういったアクティビティを、活動実績（アウトプット）のところですが、課題の把握や課題の明確化といったことを記載してございます。

アウトカムのところですが、研究成果の提供ですとか、統計手法の改善ですとか、統計委員会への報告状況、調査研究の進捗や改善の状況、下のほうですが、研修の満足度や習熟度を掲げてございます。

これらは前の5か年と基本的に同様のものですが、今後の5か年ですが、右側のところで赤字で示しております2つの指標を参考指標として追加をしたいと考えております。

具体的には、6月に先生方からいただいた御指摘、例えば測定指標、下に書いてあります黒の①、黒の②に研究成果の公表本数と書いてございますけれども、これだけではなくて、研究結果が政策部局や国民に活用されているかどうかを見ていく努力が必要ではないか、見ていく指標が必要ではないか、あるいは審議会や経済財政諮問会議など、研究所の研究成果が活用されたものを把握できないだろうか、引用されたものを把握できないだろうかといった御指摘、それと研究成果の公表本数が年度ごとにばらついていたというのは最終報告で御紹介したのですけれども、それについても御指摘がございました。

こういったことを踏まえまして、その研究成果の公表本数だけではなくて、それ以外にも参考指標を設定したいと思いました。今後の5か年では、まず赤字で書いてありますけれども、①政策フォーラム・シンポジウム等の実施回数を活動実績の参考指標として設定したいと思えます。あわせて、アウトカムの上段のところ、赤字の③ですけれども、ホームページへのアクセス件数という数字と、研究成果が国会や官邸会議、諮問会議や審議会等で引用された主な事例を、定性的なものですけれども、追加をしたいと思えます。

このように、従前は測定指標5つと参考指標1つであったわけですが、今後5か年はそれに加えて2つ参考指標を新しく加えて、全体として施策の目標（インパクト）で掲げてあることに向かって活動できているかを評価しながら改善してまいりたいと思えます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○白石座長

ありがとうございました。

では、御質問、御意見等がありましたら挙手ボタンでお願いいたします。

佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

職員への研修のところについて1点質問なのですけれども、この職員は内閣府の職員という理解でしたか。霞が関全体ということでしたか。

それから、より重要なのは測定指標⑤の短期アウトカムで、受講者のアンケートの満足度や習熟度を測っているのはいいのですが、その次にある中期アウトカムのところにつな

がっていくところですが、調査分析能力の向上というところがあるので、実際に研修を受けた職員がその後どのような形で分析に関わったかとか、ある程度フォローアップをしておかないと、研修しっ放しで、結果的に研修はよかったのだけれども実際にそれは使っていないねとなると、ほとんどあまり意味がないと思うので、これは研修事業一般に言えることなのですから、フォローアップみたいなものがあるといいかという気がしましたということです。

質問が2つ目になってしまいますけれども、最近AGIとかAIの話が出ていますね。こういったところも例えばこういう研修プログラムの中に今後入っていくことはあり得べしなのか。非常に重要な項目になってくると思うのですけれども、その辺りを教えていただければと思います。

以上です。

○松下総務部長

佐藤先生、ありがとうございます。お久しぶりでございます。

1つ目ですが、職員への研修は内閣府のみのものもありますし、内閣府以外の職員が内閣府の職員と一緒に受けることができるものもございます。それは両方ございますし、募集するときに両方可能ですよと言って、実際に受講した人も、例えば初歩的なエクセル研修などは今や内閣府の職員よりも他省庁のほうが受講者数は実は多かったです。

2つ目ですが、実際の分析能力の向上、本当におっしゃるとおりのところだとは思いますが、今まではフォローアップの調査、満足度調査の例えばフォローアップとか、確かにそれは今まではやっていないということですが、例えば大きい研修だとか、初めてやるものだとか、そういったものについては何らかのフォローアップを悉皆的というよりは実験的にやってみるというのは1つあるかもしれません。それは宿題にさせていただきます。

3つ目のAI、AGIについては、それをESRIで研修を組むまではまだできておりませんが、政府全体で見ればデジ庁がそういった研修をやっているということですので、それを見ながら、いきなりAIを活用した経済分析での研修まで行くと、なかなかまだ私たちの企画にそういったものが乗るまでは至っていませんけれども、政府全体ではそうやって別のところでやっているの、行く行くそこまで行くかどうかというところだと思います。ありがとうございます。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

AIは確かにデジ庁の担当ですね。その辺とも連携されるといいかという気はしました。

以上です。

○白石座長 ほかには御意見、御質問はありますか。大丈夫ですか。

それでは、経済社会担当様からの御説明は以上で終了にしたいと思います。ありがとうございました。

○松下総務部長

どうもありがとうございました。お願いします。

○白石座長

ということで、すみません。私、これをもちまして退室をさせていただきます。後は事務局にお任せいたします。大変失礼いたします。

(白石座長退室)

○永山政策評価広報課長

白石座長、ありがとうございました。

事前に御連絡させていただきましたとおり、宇宙政策の担当が所用で16時15分スタートということで、それまで休憩とさせていただきたいのですけれども、この間のお時間をお借りしまして、先に事務連絡をさせていただければと思います。

次回の懇談会は8月27日の水曜日に開催しまして、本日の御意見等を踏まえて修正等を行いましたロジックモデルと事前分析表に基づいて御議論をいただく予定でございます。詳細につきましては、追って御連絡申し上げます。

それでは、16時15分まで休憩とさせていただきますので、お時間になりましたらお席にお戻りいただきまして、回線はこのまま接続したままで結構でございます。少々お待ちせして申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

(休 憩)

○後藤課長補佐

それでは、16時15分となりましたので、宇宙政策担当から説明いただきます。時間の関係上、説明5分、質疑応答10分の計20分で進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

宇宙政策、よろしく願いいたします。

○川嶋補佐

内閣府宇宙政策推進事務局でございます。

皆様、本日は当局都合で開始時間を少し遅らせていただきまして、ありがとうございます。御迷惑をおかけして申し訳ございません。

改めまして、内閣府宇宙開発戦略推進事務局の川嶋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですが、宇宙政策に関してロジックモデルの概要を御説明させていただきます。

14ページ、お願いします。まず、背景といたしまして、宇宙分野は、我が国が長年にわたり技術、人材、産業基盤を蓄積してきた、国際的にも競争力の高い重要分野という位置づけで認識しております。また、現在、宇宙空間は人類の活動領域として急速に広がりつつあり、安全保障や防災・減災、気象予測、産業活動、そういったものに欠かせない社会インフラともなっているところでございます。

こうした状況も踏まえまして、我が国が目指すのは、宇宙基本計画に基づいた取組を進めていき、自立的な宇宙利用大国としての地位を確立するというところでございます。

早速、事業の中身に入っていきますけれども、内閣府宇宙事務局として予算を含め必要資源を十分に確保してやるべき取組といたしまして、準天頂衛星システムの開発・整備・運用、そして宇宙活動の自立性の維持、強化に必要な基盤技術開発、あとは各種調査研究などといったことがございます。

まず、準天頂衛星システムについてです。現在、準天頂衛星は5機打ち上がっておりますけれども、今年度中にあと2機の打上げを予定しておりまして、自国衛星のみで測位サービスを提供可能とする7機体制の構築、これを今年度中に図ってまいりたいと思っております。なお、7機というのは自立的な測位に必要な最低限の機数でもございまして、今後測位サービスの安定供給を目的としたバックアップ機能の強化などのため、11機体制に向けた開発にも着手していきます。

続いて、基盤技術開発のところでは、防災、通信、安全保障、そういった様々な分野で貢献が期待される衛星の関連技術や利活用、あとはアルテミス計画が目標とする持続的な月面探査を実現するために必要となる月面関連技術、こうした優先的に取り組むべき技術課題を審議会などで特定して実施してまいります。

調査研究につきましては、宇宙ビジネスの創出に向けたモデル実証、事業化支援、そういったところを実施していくところでございます。

以上の取組に対するアウトカムのところの御説明に移らせていただきます。

まず、短期的な成果として記載のとおりですけれども、測位能力の向上などによる国際競争力の強化、宇宙産業の裾野の拡大、事業者の予見性確保による健全な市場形成、こういったことが見込まれます。

中期アウトカムとしては、宇宙基本計画でも定めている目標と将来像の4つの柱でもあります宇宙安全保障の確保、国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現、宇宙科学・探査による新たな知と産業の創造、宇宙活動を支える総合的基盤の強化、こちらの4点を掲げております。

それにひもづく形で測定指標も設定しておりまして、自国の衛星のみで測位可能な体制の構築、災害情報配信システムの運用、国内ロケットの打上げ件数、宇宙産業の市場規模、こういったところを設定しておりまして、中長期的に政策の進捗を分析していけたらと思っております。

以上、最終的なインパクトとしましては、自立的な宇宙利用大国としての地位を確立するというロジックになっておりまして、今後我が国の宇宙政策は安全保障や経済発展に寄与する極めて重要な分野でもありますので、引き続き戦略的に推進してまいりたいと思っております。

説明としては以上になります。

○後藤課長補佐

ありがとうございました。

それでは、以上の説明について御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。挙手ボタンをお願いいたします。

佐藤主光先生、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

まずは全体像なのですが、この宇宙開発絡みについてはもちろんJAXAもありますし、文科省もいますけれども、最近経産省も、通信絡みだと総務省も絡んでいるではないですか。このGPS機能の測位サービスなので、要するに位置情報の話ですね。こういったところについて内閣府がこの分野に入っていくというのは、どういう関係なのか。つまり、ある種、経産や総務や文科省などの間の隙間を埋めているというイメージなのか、あるいは内閣府として独自に何かやりたいことがあって進められている施策なのかについて、他省庁との関係はどうなっているのかという一般論です。

それから、アウトカムのところがあまりにも定性的かという気がしているのですが、最後は測位サービスであれ、位置情報ですね。こういったものについて実際に利用してもらっているかどうかということについて把握するであるとか、そういったところが本来の目標ではないかという気が、利用実績というか、どれくらいのサービスが実際に提供されているとか、そういった形で測定指標はつくれないのかというのは、これも質問です。

もう一つも質問になりますけれども、宇宙産業市場規模というものが最後にインパクトで出てくるのですが、これもほかの省庁のいろいろな事業も絡んだ上でのことなので、果たして内閣府の施策だけからこのインパクトは出せるのかとは思ったのですが、外的な要因をどのように織り込んで最後にこのインパクトは評価されるつもりなのかということ、この2点をお教えいただければと思います。

以上です。

○後藤課長補佐

ありがとうございます。

宇宙事務局、お願いいたします。

○和田補佐

内閣府宇宙事務局準天頂室の和田と申します。御質問ありがとうございます。順にお答え申し上げます。

1点目のなぜ準天頂衛星システム、要は衛星測位システムを内閣府がというところなのですけれども、こちらは府省横断で取り組むべきものとして認識しておりまして、府省横断という意味では内閣府が持つのだらうということで、平成22年頃から取組を続けていて、当初は文科省、JAXAさんで開発されていた準天頂衛星初号機を基にしているプロジェクトなのですけれども、その実用化に伴って内閣府に移管されたというものでございます。冒頭に申し上げたとおり府省横断で、通信に関わる部分もあれば、産業に関わる部分もあれば、研究開発に関わる部分もあればということなので、文科省さん、総務省さん、経産省さんの御協力も得ながら、もちろんJAXAさんとも協力しながら進めていくプロジェクトということで、内閣府が所管しているというものです。今後、所管がもっと別のところにあるべきなのではないかみたいな議論はもしかしたらあるのかもしれないのですけれども、今の時点ではそうなっておりますというところです。

もう一つ、ご質問のあった測定指標の点、こちらは各国ともそういう状況なのですけれども、我々としては使ってほしいし、ユーザーにどれだけ使ってもらっているかというところは常に悩ましい課題ではあるのですけれども、各国とも測位衛星からの信号配信まではやるのですけれども、その後の利用の部分については民間事業者に委ねているところでございます。そのため、なかなかその部分を指標で測るのは難しいというところで、一旦我々が把握できるかつ測位サービスを使っただけの体制を構築するという点で、いわゆるプロバイダー側の視点でこの測定指標を、①衛星測位システムの構築、②災害情報配信を行うシステムの着実な運用と設定させていただいているところでございます。

回答は以上でございます。

○伊藤補佐

続きまして、宇宙産業市場規模の御質問について回答申し上げます。

こちらなのですけれども、まずは内閣府の立ち位置から御説明申し上げますと、内閣府宇宙事務局としては、御指摘があったように経産省、総務省、文科省等も宇宙産業に関与されていらっしゃるのですが、内閣府は宇宙政策全体の司令塔として機能しておりまして、その司令塔機能の1つとして宇宙基本計画を内閣府で主導して定めております。そ

の宇宙基本計画の中に市場規模の目標値を掲げておりまして、それはもちろん内閣府の施策も含むのですけれども、当然関係省庁であります経産省、総務省、文科省、防衛省、農水省、国交省などの、あらゆる施策を含めての産業市場規模の目標を定めておりますので、参考指標もそれらを含めた結果としての産業市場規模というところで書かせていただいております。

以上です。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。よく分かりました。

ただ、1点だけコメントすると、安全保障という観点や防災、災害対応ということであれば、実際にちゃんと機能しているかどうかの確認は必要で、例えば我が国の衛星のみで本当に位置情報の測位サービスが提供できているのかどうか、ある意味で自給率みたいなものですね。実際に災害は起きているわけですから、災害のときに本当にちゃんと適切な災害情報の配信ができているのかどうかとか、ユーザー側の視点で見ないと、実際に当初の目的を達成しているかどうかの確認はできないかと思うので、民間企業からも少し情報を募るような、そういった試みも今後あっていいかと思いました。

以上です。

○和田補佐

御指摘ありがとうございます。踏まえて対応していきたいと思います。

○後藤課長補佐

ありがとうございます。宇宙事務局、検討のほうをお願いいたします。

それでは、これをもちまして宇宙政策担当からのヒアリングは終了とさせていただきます。宇宙事務局、ありがとうございます。

○川嶋補佐

ありがとうございます。

○後藤課長補佐

最後に、改めまして委員の先生方、今回の議題全般についてほかに御意見、御質問等がございますでしょうか。

長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

それでは、本日の懇談会は以上とさせていただきたいのですけれども、本日、本当に様々貴重な御意見をいただきまして、この懇談会としていただきました意見等の取扱いにつきましては、白石座長に御一任いただき、事務局と相談して修正をするということにさせ

ていただきたいと思いますが、そちらもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○後藤課長補佐

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の懇談会は終了させていただきます。どうぞ引き続き
よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(以上)